

卸売市場緊急整備事業交付金実施要領

制 定 令和7年12月18日7新食第1877号
農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知

第1 通則

卸売市場緊急整備事業交付金（以下「本事業」という。）の実施については、卸売市場緊急整備事業交付金交付等要綱（令和7年12月18日付け7新食第1815号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、本要領の定めるところによるものとする。

第2 事業の概要

本事業については、中央卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「市場法」という。）第4条第1項に基づく認定を受けた卸売市場又は同項に基づく認定を受けることが確実と認められる卸売市場をいう。以下同じ。）及び地方卸売市場（市場法第13条第1項に基づく認定を受けた又は受けることが確実と認められる卸売市場をいう。以下同じ。）が、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）第8条第1項に基づく認定を受けた流通合理化事業活動計画又は食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和7年法律第69号）第1条の規定による改正前の食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）第5条第1項に基づく食品等流通合理化計画（以下「認定計画」という。）に従って実施する施設等の改良、造成又は取得（以下「整備」という。）であって、以下のいずれかの取組に該当するものに対し、支援を行うものとする。

- 1 卸売市場の再編集約
- 2 デジタル化・省力化技術を活用した卸売市場の合理化
- 3 輸出拡大に向けた卸売市場の高度化

第3 事業実施主体

本事業を実施する者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- 1 交付金事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を適確に実施することができる能力及び体制を有する団体であること。
- 2 交付金事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、事業計画書、事業報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えていること。
- 3 交付金事業により得られた成果について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
- 4 日本国内に主たる事務所を有し、交付金事業全体及び交付された交付金の適正な執行に関し、責任を負うことができる団体であること。
- 5 次の各号のいずれかに該当するものであること。
 - （1）中央卸売市場の開設者
 - （2）地方卸売市場の開設者
 - （3）民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第6条に基づき選定された特定事業を実施する選定事業者（以下「PFI事業者」という。）

- (4) 中央卸売市場又は地方卸売市場の卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者で構成する団体であって、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定に基づき設立された事業協同組合又は協同組合連合会（以下「事業協同組合等」という。）
 - (5) (4)に掲げる者が主たる出資者又は出えん者となっている法人
 - (6) (1)又は(2)に該当する地方公共団体が主たる出資者となっている法人
 - (7) 都道府県知事が地方農政局長等（北海道にあつては大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）（以下「総括審議官」という。））、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他都府県にあつては当該都府県の区域を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）と協議して認める団体（次に掲げる要件をすべて満たす団体でなければならない。以下「特認団体」という。）
 - ア 主たる事務所の定めがあること。
 - イ 代表者の定めがあること。
 - ウ 定款、組織規約、経理規約等の組織運営に関する規約があること。
 - エ 年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。
- 6 その者の役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、その他の団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）ではないこと。

第4 実施基準等

本事業の実施に当たっては、次に掲げる基準等を満たすものとする。

1 共通基準

- (1) 認定計画に従って卸売市場施設等整備を実施し、生鮮食料品等の流通網の強化を図ること。
- (2) 卸売市場施設整備の方針等
 - ア 卸売市場施設の整備にあつては、施設の整備が、市場法第3条に定める卸売市場に関する基本方針等に照らして妥当なものであり、かつ、適切な規模及び機能を有するものであること。このため、事業実施計画には、交付対象施設の機能向上に関する項目を記載し、施設の整備が機能向上を伴うものであることを明確にすること。なお、老朽化等による施設の機能低下を原状回復させるための修繕又は整備等は、本事業における施設の機能向上に該当しないものとする。
 - イ 「今後の卸売市場整備の方向性骨子」（令和7年3月改訂）に即した施設の整備を行うこと。
 - ウ 事業実施主体は、次に掲げる要件を満たす卸売市場施設を整備すること。
 - (ア) 品質・衛生管理を高度化した施設であること。
 - (イ) 運搬車両及び物流の動線が効率的である等、物流の効率化に配慮した施設であること。
- (3) 経営計画
 - 事業実施主体は、仲卸売場施設、総合食品センター機能付加施設等を事業者ごとの店舗型式で整備する場合及び特定の事業者専用区画を有する駐車施設を整備する場合は、施設の耐用年数の期間内における事業者の精緻な経営計画の提出を受け、第8第2項の事業実施計画と併せて都道府県知事に提出するものとし、本事業の交付対象事業費は、施設の耐用年数が満了するまで利用する施設に係る経費とすること。
- (4) 関係者との合意形成

事業実施主体は、事業実施計画を着実に実施するため、場内事業者との間で、施設の規模、レイアウト及び設備内容並びに整備後の使用料等について合意形成を行うとともに、合意形成した内容の詳細及び署名を記載した書面を第8第2項の事業実施計画と併せて都道府県知事に提出すること。

(5) 物流の標準化・効率化、デジタル化・データ連携

開設者を含む市場関係者による物流の標準化・デジタル化の検討体制が構築されていること。また、施設においては、青果物流通標準化ガイドライン（令和5年3月）、花き流通標準化ガイドライン（令和5年3月）、水産物流通標準化ガイドライン（令和6年3月）、加工食品分野における物流標準化アクションプラン（令和2年3月）等に即して、パレット循環体制の構築、場内物流の改善体制の構築及び業務遂行の徹底、トラック予約システムの導入、デジタル化・データ連携、伝票の電子化、コード体系の標準化、物流の自動化・省力化等に向けた取組を推進すること。

(6) 共同輸配送の実施

卸売市場施設の整備に当たり、卸売業者又は仲卸業者による共同配送に向けた取組を推進すること。

(7) P F I 事業の活用

事業の実施に当たっては、次に掲げる場合に応じて、P F I 事業を活用すること。

ア 地方公共団体が事業実施主体となる場合であって、以下の要件の全てに該当するときは、原則としてP F I 事業の活用を図るものとする。

(ア) 当該施設の整備に要する工事費が10億円以上であること。

(イ) 当該施設の整備が既存の建造物に併設するものでないこと。

イ 施設の整備を実施するに当たり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「P F I 法」という。）第7条に基づき選定された特定事業を実施する選定事業者（以下「P F I 選定事業者」という。）が事業を実施する場合は、以下の点に留意するものとする。

(ア) 地方公共団体において、P F I 法第5条に基づく実施方針を定め、かつ、認定計画に従って事業を実施するものであること。

(イ) P F I 法第14条第1項に基づく事業契約等を踏まえ、当該事業の適正かつ確実な実施の確保が見込まれること。

(ウ) 当該事業の実施に係る資金の確保が確実に見込まれること。

(エ) 他の卸売市場と統合を行う中央卸売市場又は地方卸売市場にあっては、取扱数量の増加に資する施設の整備を実施するものであること。

(オ) 地方公共団体は、本事業により整備を実施した施設について、P F I 法に基づく基本方針等を踏まえ、事業の目的に照らして、適正かつ効率的な管理運営の確保を図ること。

(8) 費用対効果分析

事業実施主体は、事業の実施に当たっては、次の規定に基づき費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討の上、整備する施設等による効用が費用を上回ることが見込まれる場合（投資効率1以上）に限り、事業を実施すること。

ア 施設等の導入効果の測定は、整備されることとなる施設等を単位として行うものとする。ただし、新設又は大規模整備等に係るものである場合にあっては、施設等ごとの導入効果を測定し、これを積み上げることにより事業全体の効果を測定することも可能とする。

イ 事業導入効果の測定手法は、別紙1によるものとする。

ウ 事業導入効果の測定は、事業実施主体が行うものとする。

(9) BCP（事業継続計画）の策定

災害時の緊急事態であっても継続的に生鮮食品等を供給できるよう、また物流を中断せずに稼働できるよう、BCPを策定すること。

(10) 環境負荷低減のクロスコンプライアンスの対応

ア 本事業により施設を整備する場合は、受益者（卸売市場においては、当該施設を利用する全ての場内事業者をいう。以下同じ。）は、別記様式1号別添2-1の環境負荷低減のチェックシート（以下「チェックシート」という。）に記載された各取組について、事業実施期間中（第7の取組の実施期間中をいう。以下同じ。）に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを事業実施主体に提出するものとする。また、事業実施期間中毎年度、当該年度に実際に取り組んだ内容をチェックした上で、当該チェックシートを事業実施主体に提出し、及び保管すること。

イ 事業実施主体は、全ての受益者からチェックシートを収集し、当該受益者が各取組を実施する旨を別記様式1号別添2の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート実施者リスト（以下「実施者リスト」という。）に記載して、当該リストを第8第2項の事業実施計画と併せて都道府県知事に提出するものとする。また、事業実施期間中毎年度、実施状況を実施者リストにチェックし、当該リストを第8第7項（1）の事業実施状況報告書と併せて、都道府県知事に提出するとともに、当該リストを保管すること。

ウ 都道府県知事は、第8第7項（3）の都道府県事業実施計画（以下「都道府県計画」という。）の提出に併せて、イで事業実施主体から提出された実施者リストを国へ提出するものとする。また、事業実施年度の翌年度の9月末までに、実施状況を当該リストにチェックし、国へ提出すること。

エ 国は、実施者リストに記載された者から抽出して、環境負荷低減の取組を実施したかどうかを確認すること。

(11) 衛生管理

食品衛生法（昭和22年法律第233号）及びと畜場法（昭和28年法律第114号）その他の食品安全に関する法令に即して衛生管理を行うこと。

(12) 施設の取得

事業の実施に当たり施設を取得する場合は、次に掲げる事項に留意すること。

ア 施設の取得は、卸売市場の整備を図る上から効率的で必要かつやむを得ない場合とする。

イ 取得の対象となる施設は、取得後においても相当期間使用可能な施設とする。

(13) 実施設計費の配分方法等

実施設計の交付対象施設ごとの配分方法等については、次のとおりとすること。

ア 実施設計費については、交付対象施設ごとの工事費の比率により配分するものとする。

イ 工事施工に係る設計監理、監督料については、アと同様の取扱いとするものとする。

ウ 設計委託以外の各種調査委託費については、原則としてアに準じた取扱いとするものとする。

エ 帰属する施設区分が明らかなものについては、該当する施設区分に含めるものとする。

(14) 共済制度等への加入

本事業により施設を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に損失を補填し、円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を

必須とする。)) に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。また、事業実施状況報告書及び評価報告書に事業実施主体の共済又は保険等への加入状況が分かる書類の写しを添付すること。

(15) 施設の管理運営

事業実施主体は、次の規定に基づき、施設の管理運営を行うこと。

ア 本事業により整備を実施した施設の管理運営は、事業実施主体が行うものとする。

イ 事業実施主体は、本事業により設置した施設の管理運営規程を定め、事業の目的に照らして適正かつ効率的に当該施設の管理運営を行うものとする。

ウ 事業実施主体は、イの管理運営規程を定め、又は変更しようとするときは、都道府県知事の承認を受けるものとする。

エ 管理運営規程には、次に掲げる事項が施設の内容に応じて規定されていること。

① 施設の取扱品目

② 主要な物品ごとの荷受け、陳列、保管、加工、運搬、清掃等の主要な作業手順及び内容に関する事項（運搬の作業手順及び内容には、当該施設内において利用できる運搬車輛に関する事項を含む。）

③ 施設の設定温度と温度管理に関する事項

④ 品質管理の責任者の設置及び責務に関する事項

⑤ その他必要な事項

(16) その他

本事業を実施する場合は、以下の点に留意するものとする。

ア 卸売市場施設の整備規模は、取扱数量の推移等の根拠に基づき算定すること。

イ 卸売市場施設の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に配慮すること。

ウ 原則として耐用年数がおおむね5年以上の施設の整備であること。

エ 工事の請負は、原則として競争入札に付して行うものであること。

オ 卸売市場施設の交付対象経費は、原則として当該地域の実情に即した現地実勢価格により算出するものであること。また、卸売市場施設の交付対象経費は、原則として当該卸売市場の開設者（地方公共団体以外の開設者にあつては、都道府県又は市町村）において使用されている単価等を基準として、当該地域の実情に即した現地実勢価格により算出するものであること。

カ 交付対象経費と交付対象外経費を明確に区分できない場合は、面積等の条件に応じ按分計算等の方法を用いて、交付対象経費の額を算出すること。

2 取組別基準

(1) 卸売市場の再編集約

次に掲げる事項を全て満たすものとする。

ア 2箇所以上の卸売市場が共同で卸売市場を再編集約すること。

イ 生鮮食料品等のサプライチェーン全体の物流効率化を図ること。

ウ 卸売市場及び場内事業者の経営改善を図ること。

(2) デジタル化・省力化技術を活用した卸売市場の合理化

次に掲げる事項を全て満たすものとする。

ア トラック予約システム、納品伝票の電子化・データ連携システム、自動フォークリフト（AGF）、自動搬送車（AGV）等を導入し、卸売市場のデジタル化・省力化を図ること。

イ 場内事業者の働き方改革を図ること。

(3) 輸出拡大に向けた卸売市場の高度化

次に掲げる事項を全て満たすものとする。

- ア 輸出先国が求める衛生基準等を満たすため、取扱物品の品質・衛生管理の高度化を図ること。市場関係事業者による単独整備を併せて実施する場合も、同様とする。
- イ 専用の搬入・搬出口、取扱品目に応じた空調・換気機能等を備えており、室温による品質劣化が懸念される品目がある場合には、当該品目に応じた温度管理を行う低温区画を設けること。
- ウ 加工処理高度化施設においては、加工内容に応じた温度管理機能及び清浄度別の区画を設けること。
- エ 輸出事業計画の認定規程（令和2年4月1日付け農林水産大臣決定。以下同じ。）に基づき認定された輸出事業計画を策定していること、又は策定されることが確実であること。

第5 交付対象経費及び交付対象施設

第2の取組に要する経費に係る交付対象施設及び交付率は別紙2において定めるものとする。

第6 成果目標の基準及び目標年度

1 成果目標の基準

成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は、別紙3において定めるものとし、達成すべき成果目標のいずれか2つまでを選択することができる。

2 目標年度

成果目標の目標年度は、事業完了年度から5年以内とする。

第7 取組の実施期間

施設等の整備及び解体（第2の1の事業に限る。）が完了するまでの期間とする。

第8 事業実施等の手続

- 1 本事業の実施につき必要な事項については、別紙4において定めるものとする。
- 2 事業実施主体は、別紙5に規定するその他必要な事項を内容とする事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

なお、原則として、整備施設等の所在地を管轄する都道府県知事に事業実施計画を提出するものとする。

- (1) 事業実施計画の都道府県知事への提出は、市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に定める一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が開設する卸売市場に係るものにあつては開設者たる市町村長を経由するものとする。また、地方公共団体以外が事業実施主体である場合にあつては、市町村長を経由して都道府県知事に提出することができるものとする。
 - (2) (1)の場合にあつて、実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合には、事業実施主体は、主たる市町村以外の関係する市町村長に当該事業実施計画の写しを提出するものとする。
- 3 都道府県知事は、第2項により提出された事業実施計画及び自らが事業実施主体となる事業の内容を踏まえ、別記様式1号により、都道府県計画を作成し、別記様式3号により地方農政局長等に提出し、その成果目標の妥当性について、地方農政局長等と協議を行うものとする。

4 都道府県知事は、第3項に基づく都道府県計画の提出を行う際に併せて、都道府県が事業実施主体である場合は、事業実施計画の内容についても、別記様式1号及び3号により、地方農政局長等と協議を行うものとする。

なお、特認団体として事業実施予定の団体が含まれる場合においては別記様式4号による協議も併せて行うものとする。

5 地方農政局長等は、3及び4の協議を受けた場合は、協議の内容を検討するため、必要に応じ関係部局で構成する検討会を開催し、公平性の確保に努めるものとする。

ただし、複数年度にわたって事業を実施する事業実施主体の事業実施計画の協議の内容の検討に当たっては、既に地方農政局長等との協議が調っている場合は、書類のみによる協議も可とする。

6 都道府県知事は、成果目標の達成に資する場合には、本事業の範囲内で、都道府県計画の取組内容等を変更することができるものとする。

ただし、次に掲げる事業内容を変更する場合にあっては、第2項に準じた手続を行うものとする。

(1) 成果目標の変更

(2) 特認団体又は都道府県が実施する事業内容の変更

7 事業実施状況の報告等

(1) 事業実施主体は、本事業の実施年度から目標年度までの間、別紙6に規定する項目も含めて、毎年度、当該年度における事業実施状況報告を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

(2) 都道府県知事は、(1)による報告を受けた場合には、その内容について点検し、成果目標の達成が困難と判断した場合等は、当該事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な措置を講ずるものとする。

(3) 都道府県知事は、(2)による報告の点検結果について、目標年度の翌年度の9月末までに別記様式2号及び5号により地方農政局長等に報告するものとする。

(4) 国は、都道府県知事に対し、(3)に定める報告以外に、必要に応じ、事業実施主体ごとの事業実施状況について、提出を求めることができるものとする。

8 取組の評価

(1) 事業実施主体は、事業実施計画の目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、別紙6に規定する項目を含めて評価報告を作成し、その結果を都道府県知事に報告するものとする。

(2) 都道府県知事は、(1)の報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていないとき、その他必要と判断したときは、当該事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な改善措置を講ずるとともに、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。

(3) 都道府県知事は、(2)に定める点検評価の結果について、目標年度の翌年度の9月末までに別記様式2号及び5号により地方農政局長等に報告するとともに、(2)に基づき改善措置を講じた場合には、改善措置内容についても、併せて報告するものとする。

(4) 地方農政局長等は、(3)による報告を受けた場合には、遅滞なく関係部局で構成する検討会等を開催し、成果目標の達成度等の評価を行うこととし、その結果を踏まえ、都道府県知事を指導するとともに、当該評価結果及び指導内容を総括審議官に報告するものとする。

(5) 地方農政局長等は、以下のいずれかに該当する場合であって、事業実施主体から成果目標の変更又は評価終了の改善計画が提出され、検討会等に諮り、妥当と判断されたときには、成果目標を変更し、又は評価を終了することができる。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

(6) 総括審議官は、(4)の報告を受けた場合には、本事業の関係者以外の者の意見を聴取しつつ、評価結果を取りまとめ、次年度の適正な対策の執行に反映させるものとする。

(7) 事業評価を行った事業実施主体、都道府県知事、地方農政局長等は、原則として事業評価を行った年度に、その結果を公表するものとする。

(8) 国は、本事業の効果的な実施に資するため、対策の実施効果等必要な事項に関する調査を行うものとする。

9 指導推進等

(1) 都道府県知事は、本事業の効果的かつ適正な推進を図るため、市町村及び農業団体等関係機関との密接な連携による推進体制の整備を図り、本事業の実施についての推進指導に当たるものとする。

(2) 対策の適正な執行の確保

ア 国は、本事業の適正な執行を確保するため、実施手続等について、本事業の関係部局以外の者の意見を聴取し、その意見を本事業の運用に反映させるものとする。

イ 都道府県は、アに準じて第三者の意見を聴く体制を整えるものとする。ただし、他の方法により本事業の適正な執行が確保される場合は、この限りではない。

第9 附帯事務費

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に関する事務及び指導等に要する経費の2分の1以内を附帯事務費として交付するものとする。

なお、交付の対象となる附帯事務費の額は、対象となる事業の総事業費に別紙7に定める附帯事務費の率を乗じて得た額の範囲内の額とし、交付対象範囲は、別紙7に定めるとおりとする。

第10 国の助成措置

1 国は、毎年度、予算の範囲内において、成果目標の設定状況等に応じ、本事業の実施に必要な経費について、要綱に定めるところにより交付金を交付するものとする。

2 国は、都道府県に交付した交付金に不用額が生じることが明らかになった時は、交付金の一部若しくは全部を減額し、又は都道府県知事に対し、既に交付された交付金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

第11 その他留意事項

1 交付対象事業の公表

本事業の適正実施と透明性の確保を図るため、都道府県知事は、交付対象事業が完了した場合、実施した事業の概要について、都道府県のホームページへの掲載等により、事業完了年度の翌年度の7月末までに公表を行うものとする。

2 推進指導等

(1) 都道府県知事は、事業実施主体の代表者、役員、職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をし、又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対して当該不正な行為等に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

(2) 都道府県知事は、(1)に該当する事業実施主体が新たに本事業の実施を要望する場合、事業実施主体から報告を受けた当該不正行為等の真相及び発生原因、事業実施主体

において講じられた再発防止のための是正措置等の報告内容が、本事業の適正な執行を確保する上で不十分であると認められるときは、当該事業を行わないものとする。

3 管理運営

(1) 管理運営

事業実施主体は、本対策により交付金を受けて整備した卸売市場施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

(2) 指導監督

都道府県知事は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の長（管理を委託している場合は管理主体の長。）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事は、関係書類の整備、卸売市場施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

(3) 交付金の経理の適正化

交付金に係る経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」（平成7年11月20日付け7経第1741号農林水産事務次官依命通知）により厳正に行うものとする。

(4) 対策名等の表示

本事業により整備した基幹施設等には、本対策名等を表示するものとする。

4 都道府県知事は、事業実施主体に対し、事業の受益者が従業員の雇用等をしている場合にあっては、労働環境に関する改善等の対応に努めるよう働きかけるよう指導するものとする。

(別紙1) 第4第1項(8) 関係

事業導入効果の測定手法

第1 導入効果の算定方法

- 1 事業導入効果の測定は、原則として次式により行うものとする。
なお、既存施設等の廃用に伴う損失がある場合には、妥当投資額から廃用損失額を控除した額を総事業費で除することにより投資効率を算定するものとする。

$$\text{投資効率} = \frac{\text{妥当投資額} - \text{廃用損失額}}{\text{総事業費}}$$

- 2 妥当投資額の算定は、次により行うものとする。

- (1) 妥当投資額は、次式により算定するものとする。

$$\text{妥当投資額} = \frac{\text{年総効果額}}{\text{還元率}}$$

- (2) 妥当投資額の算定に用いる年総効果額は、第2に掲げる効果項目ごとの年効果額を合算して算定するものとする。

また、第2以外の効果項目について、その発生が明らかであり、かつ算定が可能な場合は、効果の内容及び算定方法について審査した上で算定することができるものとする。

なお、効果を重複して計上することのないよう注意するものとする。

- (3) 妥当投資額の算定に用いる還元率は、次式により算定するものとする。

$$\text{還元率} = \frac{i \times (1+i)^n}{(1+i)^n - 1}$$

$$i = \text{割引率} = 0.04$$

$$n = \text{総合耐用年数} = \frac{\text{事業費合計額}}{\text{施設等別年事業費の合計額}}$$

$$\text{ただし、施設等別年事業費} = \frac{\text{施設等別事業費}}{\text{当該施設耐用年数}}$$

- 3 廃用損失額の算定は、次式により算定するものとする。

廃用損失額 = 既存施設の取得価格 × 残存率

残存率 = (耐用年数 - 使用年数) ÷ 耐用年数

ただし、耐用年数は、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)第5条の規定による処分の制限を受ける期間とする。

- 4 総事業費は、効果の発生に係る施設等の整備のための投下費用の総額とする。

第2 投資効率の算定に用いる年総効果額

投資効率の算定に用いる年総効果額の算定は、次の第1項から第8項までに掲げる効果項目により行うものとする。なお、算定の基礎となる数値の算出根拠及びデータの出典も併せて記述するものとする。

- 1 取扱額等向上効果

b 品質向上効果

① 取扱品目の品質の劣化低減によるもの

施設区分	効果要因	取扱品目名	年間取扱数量 ①	品質の劣化等による廃棄量			品目単価 ⑤	増加収益 ⑥= ④×⑤	年効果額	
				現況 ②	整備後 ③	減少量 ④= ③-②			純益率 ⑦	⑧= ⑥×⑦
			t/年	t/年	t/年	t/年	千円/t	千円/年	%	千円/年
合 計										

② 取扱品目の品質向上による単価上昇によるもの

施設区分	効果要因	取扱品目名	年間取扱数量 ①	品 目 単 価			増加収益 ⑤= ①×④	年効果額	
				現況 ②	整備後 ③	上昇額 ④=③-②		純益率 ⑥	⑦= ⑤×⑥
			t/年	千円/t	千円/t	千円/t	千円/年	%	千円/年
合 計									

2 物流コスト削減効果

(1) 年効果額の算定方式等

ア 効果の内容

物流コスト削減効果とは、売場施設、駐車施設及び搬送施設等の整備による搬出入路の拡幅や場内動線の改善等により、配送車両の場内滞留時間、荷役作業の短縮及び配送作業の効率化など場内物流にかかる経費が削減される効果をいう。

イ 算定方法

現状の物流にかかる年経費（人件費、車両費等）と整備後の物流にかかる年経費を対比することにより年効果額を計測する。

(2) 年効果額の算定表の様式

施設区分	効果要因	現況の物流に係る年経費 ①	整備後の物流に係る年経費 ②	年物流コスト削減額 ③=①-②
		千円/年	千円/年	千円/年
合 計				

3 事務処理効率化効果

(1) 年効果額の算定方式等

ア 効果の内容

事務処理効率化効果とは、情報処理施設等の整備による、開設者と卸売市場施設関係事業者間の許認可申請、伝票等の作成、決済事務の合理化等を通じ、これにかかる経費が削減される効果をいう。

イ 算定方法

現況の事務処理業務にかかる年経費と整備後の事務処理業務にかかる年経費を対比することにより年効果額を計測する。

(2) 年効果額の算定表の様式

施設区分	効果要因	現況の事務処理業務に係る年経費 ①	整備後の事務処理業務に係る年経費 ②	年事務処理経費削減額 ③=①-②
		千円/年	千円/年	千円/年
合 計				

4 施設維持管理コスト削減効果

(1) 年効果額の算定方式等

ア 効果の内容

施設維持管理コスト削減効果とは、老朽化した旧施設を新たな施設に更新することにより、修繕費等の施設の維持管理コストが削減される効果をいう。

イ 算定方法

現状の施設の維持管理にかかる年経費と整備後の施設の維持管理にかかる年経費を対比することにより、年効果額を計測する。

(2) 年効果額の算定表の様式

施設区分	効果要因	現況の施設維持管理に係る年経費 ①	整備後の維持管理に係る年経費 ②	年施設維持管理コスト削減額 ③=①-②
		千円/年	千円/年	千円/年
合 計				

5 廃棄物処理削減効果

(1) 年効果額の算定方式等

ア 効果の内容

廃棄物処理削減効果とは、リサイクル施設等の衛生施設の整備により、廃棄物処理にかかる経費が削減される効果をいう。

イ 算定方法

現況の廃棄物処理にかかる年経費と整備後の廃棄物処理にかかる年経費を対比することにより年効果額を計測する。

(2) 年効果額の算定表の様式

施設区分	効果要因	現況の廃棄物処理に係る年経費 ①	整備後の廃棄物処理に係る年経費 ②	年廃棄物処理費削減額 ③=①-②
		千円/年	千円/年	千円/年
合 計				

6 施設活用効果

(1) 年効果額の算定方式等

ア 効果の内容

施設活用効果とは、施設整備の実施により、卸売市場施設を周辺の住民に対し提供を行う等、卸売市場施設の利活用により発生する効果をいう。

イ 算定方法

卸売市場施設の見学、研修等に開放することによる収益の増加額により、年効果額を計測する。

(2) 年効果額の算定表の様式

施設区分	施設利用形態	施設料等による収入 ①	年効果額 ②=①
		千円/年	千円/年
合 計			

7 施設耐震化効果

(1) 年効果額の算定方式等

ア 効果の内容

施設耐震化効果とは、以下に掲げる効果をいう。

a 復旧経費軽減効果

地震時の卸売市場施設倒壊等により生じる復旧に要する経費が軽減する効果をいう。

b 収入遺失軽減効果

地震時の卸売市場施設倒壊等により業務が停止した場合の収入の遺失を軽減する効果をいう。

c 資産損失軽減効果

地震時の卸売市場施設倒壊等により業務に必要な生鮮食料品等、設備、器具類等の損失を軽減する効果をいう。

イ 算定方法

以下 a ~ c に掲げる効果を算定した額に d で設定した地震発生確率を乗じ、年効果額を計測

する。

- a 復旧経費軽減効果
地震が発生した場合における当該施設の整備前後の倒壊等により原形復旧に係る金額を対比し被害額を計測する。なお、復旧には施設の撤去費、処分費等も考慮すること。
- b 収入遺失軽減効果
地震が発生した場合における当該施設の整備前後の倒壊等により業務が停止することによる収入の遺失金額を対比し被害額を計測する。
- c 資産損失軽減効果
地震が発生した場合における当該施設の整備前後の倒壊等により業務に必要な生鮮食料品等、設備、器具類等の損失金額を対比し被害額を計測する。
- d 地震設定・発生確率
地震の発生する確率は地域ごとに異なることから、対象地域において強い揺れに見舞われる回数の期待値を効果額に乗じることにより各効果の適正な評価を行うものとする。
大規模地震の規模や発生確率が都道府県等の地域防災計画で設定されている場合は、これを準用するものとする。また、文部科学省地震調査研究推進本部では「確率論的地震動予測地図」を作成・公表しており、ポアソン過程※に従うと仮定して、地震発生確率を推定することも可能とする。

※ポアソン過程

地震や火事、事故のように、まれにしか発生しない事象は、その発生確率がポアソン分布に従うとされている。ポアソン過程では、年間の発生確率が x である事象が、 N 年間に k 回発生する場合、 N 年間に発生する確率は、「発生しない ($k=0$) 場合」の排反事象となるので、次式で表される。

$$Pr(k \geq 1) = 1 - Pr(k=0) = 1 - \exp(-x \cdot N) \quad (1)$$

例えば、今後 30 年間における地震の発生確率が 65%とされているものとする。(1)に、 $N=30$, $Pr=0.65$ を代入すると、単年度の発生確率(x)は 0.035 となる。

(2) 年効果額の算定表の様式

施設区分	復旧経費軽減額			収入遺失軽減額			資産損失軽減額		
	整備前 ①	整備後 ②	軽減額 ③=①-②	整備前 ④	整備後 ⑤	軽減額 ⑥=④-⑤	整備前 ⑦	整備後 ⑧	軽減額 ⑨=⑦-⑧
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

地震発生確率 ⑩	年効果額 (③+⑥+⑨) × ⑩
%/年	千円/年

8 その他の効果

第2第1項から第7項以外の効果で、大気汚染等の周辺環境の改善等、事業実施施設において独自に算定できることが可能な効果については、下記に記載することができるものとする。

<記載例>

- 1 ○○効果
 - (1) 効果の性質・考え方
 - (2) 効果の具体的な内容
 - ① 定性的記述
 - ② 具体的数値
 - (3) 効果把握に当たっての留意点
- 2 ○○効果
 - ・
 - ・

第3 投資効率等の総括

第2により計算した年効果額等は、以下の表にまとめるものとする。

1 年総効果額の総括

(単位：千円/年)

区 分	効 果 項 目	年 効 果 額
食品産業活性化効果	1 取扱額等向上効果	
	① 取扱量向上効果	
	② 品質向上効果	
食品流通コスト削減効果	2 物流コスト削減効果	
	3 事務処理効率化効果	
	4 施設維持管理コスト削減効果	
環境向上効果	5 廃棄物処理削減効果	
その他の効果	6 施設活用効果	
	7 施設耐震化効果	
	8 その他の効果	
合 計 (年総効果額)		

2 施設の総合耐用年数

(単位：千円)

施 設 名	耐用年数 ①	工 事 費 ②	年工事費 (減価額) ③=②÷①
計	—	④	⑤
総合耐用年数=④÷⑤ (小数点第2位四捨五入)			

3 廃用損失額

(単位：千円)

廃 用 施 設 の 名 称	廃 用 損 失 額
合 計	

4 投資効率の総括

区 分	算 式	数 値
総事業費	①	千円
年総効果額	②	千円/年
総合耐用年数	③	年
還元率	④	
妥当投資額	⑤=②÷④	千円
廃用損失額	⑥	千円
投資効率	⑦=(⑤-⑥)÷①	

(注) 投資効率は小数点以下2桁まで求めるものとする。

第4 事業導入効果の測定の様式

事業実施主体は、別添に準じて作成するものとする。

(別添)

〇〇〇〇年度卸売市場施設整備の
取組に係る事業導入効果測定調書

〇〇〇〇年 月

市場名
所在地
事業実施主体名

<本調書の作成にかかる留意事項>

本調書は、〇〇〇〇年度に事業実施予定としている卸売市場施設整備の取組に要する投下費用総額と、それによって得られる年効果額を資本還元した妥当投資額を対比することによって、費用対効果の分析を行い、当該事業の採択の基礎資料とするものである。

1 対象事業

〇〇〇〇年度に事業実施予定としている事業であって、事業費が5千万円以上となるものを対象とする。

2 留意事項

年効果額等の算定の基礎となる資料については、効果項目ごとに作成し、本調書に添付するものとする。

I 事業実施計画

整備区分			
新設		既設の整備	
新設	移転新設	大規模整備	一般整備

該当する整備区分に○を記載する

総事業費	千円
うち国からの交付金	千円
事業実施年度	〇〇〇〇年度～〇〇〇〇年度
事業実施内容	

項目	年度	全体計画	〇〇〇〇年度	〇〇〇〇年度	〇〇〇〇年度	〇〇〇〇年度	〇〇〇〇年度	〇〇〇〇年度	〇〇〇〇年度
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
事業費									
用地費									
建設費									
国庫補助金									
年度別実施事業の内容									

(注) 事業実施年度が8年以上に渡る場合は、別葉に記載する。

Ⅱ 年効果額の算定

第1 取扱額等向上効果

a 取扱量向上効果

① 施設面積の拡大等によるもの

施設区分	取扱品目名	施設面積			取扱数量		効果発生量 ⑥ = ⑤ - ④	品目単価 ⑦	増加収益 ⑧ = ⑥ × ⑦	年効果額	
		現況 ①	計画 ②	増減 ③ = ② - ①	現況 ④	整備後 ⑤				純益率 ⑨	⑩ = ⑧ × ⑨ /100
		m ²	m ²	m ²	t/年	t/年	t/年	千円/t	千円/年	%	千円/年
合計											

注1) 施設区分欄には、原則として卸売市場緊急整備事業交付金交付等要綱別表1のメニューの欄に掲げる施設を記載する。(以下同様)

注2) 取扱品目欄には、野菜・果実・鮮魚・花き・食肉の別を記載する。(以下同様)

注3) 品目単価及び純益率の算定方法については、参考に示すとおりとし、その算定根拠を添付すること。(以下同様)

② 取引の効率化等によるもの

施設区分	効果要因	取扱品目名	取扱量		効果発生量 ③ = ② - ①	品目単価 ④	増加収益 ⑧ = ⑥ × ⑦	年効果額	
			現況 ①	整備後 ②				純益率 ⑥	⑦ = ⑤ × ⑥ /100
			t/年	t/年	t/年	千円/t	千円/年	%	千円/年
合計									

注1) 効果要因欄には、発生する効果の具体的内容を記載する。(以下同様)

b 品質向上効果

① 取扱品目の品質の劣化低減によるもの

施設区分	効果要因	取扱品目名	年間取扱量 ① t/年	品質の劣化等による廃棄量			品目単価 ⑤ 千円/t	増加収益 ⑥ = ④ × ⑤ 千円/年	年効果額	
				現況 ② t/年	整備後 ③ t/年	減少量 ④ = ③ - ② t/年			純益率 ⑦ %	⑧ = ⑥ × ⑦ /100 千円/年
合 計										

② 取扱品目の品質向上による単価上昇によるもの

施設区分	効果要因	取扱品目名	年間取扱量 ① t/年	品目単価			増加収益 ⑤ = ① × ④ 千円/t	年効果額	
				現況 ② 千円/t	整備後 ③ 千円/t	上昇額 ④ = ③ - ② 千円/t		純益率 ⑥ %	⑦ = ⑤ × ⑥ /100 千円/年
合 計									

注 1) 年間取扱数量①欄には、付加価値の向上が見込まれる品目の年間取扱数量を記入すること。

第2 物流コスト削減効果

施設区分	効果要因	現況の物流に係る年経費 ① 千円/年	整備後の物流に係る年経費 ② 千円/年	年物流コスト削減額 ③=①-② 千円/年
合計				

第3 事務処理効率化効果

施設区分	効果要因	現況の事務処理業務に係る年経費 ① 千円/年	整備後の事務処理業務に係る年平均経費 ② 千円/年	年事務処理等経費削減額 ③=①-② 千円/年
合計				

第4 施設維持管理コスト削減効果

施設区分	効果要因	現況の施設維持管理に係る年経費 ① 千円/年	整備後の維持管理に係る年経費 ② 千円/年	年施設維持管理コスト削減額 ③=①-② 千円/年
合計				

第5 廃棄物処理削減効果

施設区分	効果要因	現況の廃棄物処理に係る年経費 ① 千円/年	整備後の廃棄物処理に係る年経費 ② 千円/年	年廃棄物処理費削減額 ③ = ① - ② 千円/年
合計				

第6 施設活用効果

施設区分	施設利用形態	施設使用料等による収入 ① 千円/年	運営経費 ② 千円/年	年効果額 ③ = ① - ② 千円/年
合計				

第7 施設耐震化効果

施設区分	復旧経費軽減額			収入遺失軽減額			資産損失軽減額			地震発生確率 ⑩ %/年	年効果額 (③ + ⑥ + ⑨) × ⑩ 千円/年
	整備前 ① 千円	整備後 ② 千円	軽減額 ③ = ① - ② 千円	整備前 ④ 千円	整備後 ⑤ 千円	軽減額 ⑥ = ④ - ⑤ 千円	整備前 ⑦ 千円	整備後 ⑧ 千円	軽減額 ⑨ = ⑦ - ⑧ 千円		
合計											

第8 その他の効果

--

Ⅲ 投資効果等の総括

第1 年総効果額の総括

(単位：千円/年)

区 分	効 果 項 目	年 効 果 額
食品産業活性化効果	第1 取扱額等向上効果	
	① 取扱量向上効果	
	② 品質向上効果	
食品流通コスト削減効果	第2 物流コスト削減効果	
	第3 事務処理効率化効果	
	第4 施設維持管理コスト削減効果	
環境向上効果	第5 廃棄物処理削減効果	
そ の 他	第6 施設活用効果	
	第7 施設耐震化効果	
	第8 その他の効果	
合 計 (年総効果額)		

第4 投資効率の総括

区 分	算 式	数 値
総事業費	①	千円
年総効果額	②	千円／年
総合耐用年数	③	年
還元率	④	
妥当投資額	⑤ = ② ÷ ④	千円
廃用損失額	⑥	千円
投資効率	⑦ = (⑤ - ⑥) ÷ ①	

(注1) 還元率は以下の式により求めるものとする。

$$\text{還元率} = \frac{i \times (1 + i)^n}{(1 + i)^n - 1}$$

$$i = 0.04$$

$$n = \text{総合耐用年数} = \frac{\text{事業費合計額}}{\text{施設等別年事業費の合計額}}$$

$$\text{ただし、施設等別年事業費} = \frac{\text{施設等別事業費}}{\text{当該施設耐用年数}}$$

(注2) 投資効率は小数点以下2桁まで求めるものとする。

(参考)

取扱量向上効果等に必要な品目単価及び純益率の算定方法

1 品目単価

品目単価は、原則として取扱品目における平均的な品種・品目のものの最近5か年間の各年の卸売価格（明らかに異常な価格と認められる年を除く各年の平均価格）の加重平均価格とする。

2 純益率

取扱品目ごとの取扱量の増加等に係る純益率の算定は、以下による。

(1) 卸売場等、卸売業者の収益が見込まれる施設に係るもの。

$$\text{純益率(\%)} = \frac{\text{卸売業者の年間売上総利益(委託販売手数料+買付販売損益)}}{\text{卸売業者の年間総売上高(受託販売金額+買付販売額)}} \times 100$$

(売上総利益率)

純益率については、小数点以下2桁（3桁四捨五入）まで求めるものとする。

この場合において、卸売業者の年間売上総利益及び年間総売上高は、原則として当該卸売市場の最近5か年間の事業実績による加重平均値とする。

(2) 仲卸売場等、仲卸業者の収益が見込まれる施設に係るもの。

$$\text{純益率(\%)} = \frac{\text{仲卸売業者の年間売上総利益(売上高-売上原価)}}{\text{仲卸売業者の年間総売上高}} \times 100$$

(売上総利益率)

純益率については、小数点以下2桁（3桁四捨五入）まで求めるものとする。

この場合において、仲卸売業者の年間売上総利益及び年間総売上高は、原則として当該卸売市場の最近5か年間の事業実績による加重平均値とする。

別紙 2 (第 5 関係)

交付対象施設及び交付率

第 1 本事業の実施に要する経費に係る交付対象施設及び交付率は次のとおりとする。

1 卸売市場の再編集約

交付対象施設等	交 付 率	
	中央卸売市場及び地方卸売市場	
売場施設 貯蔵・保管施設 駐車施設 構内舗装 搬送施設 衛生施設 食肉関連施設 情報処理施設 市場管理センター 防災施設 加工処理高度化施設 選果・選別施設 総合食品センター機能付加施設 附帯施設 上記施設の施設内容に準ずる施設	卸売市場の再編集約に資する中央卸売市場及び地方卸売市場の施設の整備に要する経費 4 / 1 0 以内	
上記施設整備に伴って必要となる既存施設の解体	4 / 1 0 以内	

2 デジタル化・省力化技術を活用した卸売市場の合理化

交付対象施設	交 付 率		
	デジタル化・省力化技術を活用した卸売市場の合理化に資する中央卸売市場の施設の整備に要する経費のうち以下に係るもの	デジタル化・省力化技術を活用した卸売市場の合理化に資する中央卸売市場の施設の整備に要する経費であって、左記以外に要する経費	デジタル化・省力化技術を活用した卸売市場の合理化に資する地方卸売市場の施設の整備に要する経費
	(1) 新たに設置する卸売市場の施設の整備に要する経費（移転再整備を含む。） (2) 大規模整備に要する経費		

売場施設	4 / 10 以内	1 / 3 以内	1 / 3 以内
貯蔵・保管施設	4 / 10 以内	1 / 3 以内	1 / 3 以内
駐車施設	4 / 10 以内	—	1 / 3 以内 ※
構内舗装	1 / 3 以内	1 / 3 以内	1 / 3 以内
搬送施設	4 / 10 以内	1 / 3 以内	1 / 3 以内
衛生施設	4 / 10 以内	1 / 3 以内	1 / 3 以内
食肉関連施設	4 / 10 以内	1 / 3 以内	—
情報処理施設	4 / 10 以内	1 / 3 以内	1 / 3 以内
市場管理センター	1 / 3 以内	—	1 / 3 以内 ※
防災施設	1 / 3 以内	1 / 3 以内	1 / 3 以内
加工処理高度化施設	4 / 10 以内	1 / 3 以内	1 / 3 以内
選果・選別施設	4 / 10 以内	1 / 3 以内	1 / 3 以内
総合食品センター機能付加施設	1 / 3 以内	—	1 / 3 以内 ※
附帯施設	1 / 3 以内	—	1 / 3 以内 ※
上記施設の施設内容に準ずる施設	1 / 3 以内	1 / 3 以内	1 / 3 以内
デジタル化・省力化に必要な機械設備等	4 / 10 以内	1 / 3 以内	1 / 3 以内

※地方卸売市場の新設、移転再整備及びそれと同等の現地再整備に限る。

3 輸出拡大に向けた卸売市場の高度化

交付対象施設	交付率		
	輸出促進に資する中央卸売市場の施設の整備に要する経費のうち以下に係るもの (1) 新たに設置する卸売市場の施設の整備に要する経費（移転再整備を含む。） (2) 大規模整備に要する経費	輸出促進に資する中央卸売市場の施設の整備に要する経費であって、左記以外に要する経費	輸出促進に資する地方卸売市場の施設の整備に要する経費
売場施設	4 / 10 以内	1 / 3 以内	1 / 3 以内
貯蔵・保管施設	4 / 10 以内	1 / 3 以内	1 / 3 以内
駐車施設	4 / 10 以内	—	1 / 3 以内 ※
構内舗装	1 / 3 以内	1 / 3 以内	1 / 3 以内
搬送施設	4 / 10 以内	1 / 3 以内	1 / 3 以内
衛生施設	4 / 10 以内	1 / 3 以内	1 / 3 以内

食肉関連施設	4 / 10以内	1 / 3以内	—
情報処理施設	4 / 10以内	1 / 3以内	1 / 3以内
市場管理センター	1 / 3以内	—	1 / 3以内 ※
防災施設	1 / 3以内	1 / 3以内	1 / 3以内
加工処理高度化施設	4 / 10以内	1 / 3以内	1 / 3以内
選果・選別施設	4 / 10以内	1 / 3以内	1 / 3以内
総合食品センター機能付加施設	1 / 3以内	—	1 / 3以内 ※
附帯施設	1 / 3以内	—	1 / 3以内 ※
上記施設の施設内容に準ずる施設	1 / 3以内	1 / 3以内	1 / 3以内

※地方卸売市場の新設、移転再整備及びそれと同等の現地再整備に限る。

第2 交付対象施設等

1 交付対象施設等の内容は次のとおりとする。

交付対象施設	施設内容
売場施設	卸売場施設、仲卸売場施設、買荷保管・積込所施設及び荷捌き場施設
貯蔵・保管施設	低温倉庫施設、多温度管理型の冷蔵庫施設、高度な鮮度保持機能等を有する冷蔵庫施設、コンピューターによる入出庫管理機能等を有する倉庫施設又は冷蔵庫施設及び他の施設（売場施設、駐車施設、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、選果・選別施設、総合食品センター機能付加施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設）と複合的な構造となっている倉庫施設又は冷蔵庫施設
駐車施設	駐車場
構内舗装	駐車施設等（駐車施設のほか、売場施設、貯蔵・保管施設、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、選果・選別施設、総合食品センター機能付加施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設）と一体的に行う舗装
搬送施設	輸送、搬送のために必要な施設（場内物流効率化システム（自動荷捌き施設、自動搬送施設その他搬送機能の高度化に資する施設）を

	含む。) 及び搬送資材管理施設
衛生施設	じんあい、汚水等の廃棄物の処理等に必要な施設であり、リサイクル処理施設、微生物処理施設その他の環境保全・衛生管理についての機能強化に資する施設
食肉関連施設	2に定める施設であつてと畜場法第4条第1項の規定により都道府県知事が設置を許可し、又は許可する見込みのある施設に係る食肉等衛生管理強化施設
食肉等衛生管理強化施設	2の(7)及び(9)のうち、洗浄又は消毒に必要な設備及び給湯設備並びに同(1)から(9)のうち、と畜場法施行規則別表第一に掲げる部分等の焼却に必要な設備、と畜場法施行規則別表第一に掲げる部分による枝肉及び食用に供する内臓の汚染を防止するための設備並びに可食内臓等の区分管理のための収納設備
情報処理施設	LAN幹線、サーバ、クライアント、アダプタ等情報ネットワーク通信基盤システム並びに同システムに接続されるせり機械設備及び入荷量等表示設備
うち交付の対象外のもの	ネットワーク通信システムに接続されないせり機械設備及び入荷量等表示設備
市場管理センター	管理事務、業者事務について、次のアからウに掲げるいずれかの機能強化に資する施設 ア 場内LAN、危機管理システムの整備等インテリジェント化に対応していること イ 料理教室、見学者コーナー等一般市民に開放するための展示・見学施設、研修施設等利用高度化に対応していること ウ 省エネルギーシステム、食品品質管理システム、省力システム、労働環境の改善等高機能化されていること
うち交付の対象外のもの	保健医療関係以外の福利厚生施設
防災施設	防火、消火等災害を防止するための火災報知器、感知器、消火栓、スプリンクラー、消防署への直接連絡システム、避雷針及び非常用電源

	等防災機能に資するための施設（卸売市場防災対応施設整備により卸売市場施設の災害等に対する防災対策と一体的に整備する場合に限り、非常用照明装置等の設置ができることとし、地震以外の災害に対応するための補強等（老朽化した施設の壁面補強も含む。）、災害等に起因して発生する二次災害（火災等）に対応するための整備及び前記以外の物品等購入費用は交付の対象外とする。）
加工処理高度化施設	小分け処理施設、包装処理施設等加工処理を高度に行うことによって小売支援等機能が付与される施設
選果・選別施設	産地と連携した取扱物品の選果・選別等の集荷機能の高度化・強化を図るために必要な施設
総合食品センター機能付加施設	その存在により卸売市場並びに開設者、卸売業者及び仲卸業者等の卸売市場関係者に対して便益の提供等が図られ、卸売市場としての機能及び付加価値の向上、総合食品センター機能の強化に資することとなる関連事業施設
附帯施設	他の施設（売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、選果・選別施設、総合食品センター機能付加施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設）と一体整備する電気通信設備、給排水設備、冷暖房設備及びガス設備（電気通信設備、給排水設備、冷暖房設備及びガス設備に係る工作物を独立して整備する場合を含む。）
上記施設の施設内容に準ずる施設	交付対象施設の欄の上記の施設に掲げる施設内容に準ずる施設であって、市場機能の向上を図る上で特に必要であると都道府県知事が認める施設
既存施設の解体	卸売市場の再編集約のための施設整備に伴って必要な既存施設の解体、撤去、廃棄及びこれらに伴う整地に限る。
デジタル化・省力化に必要な機械設備	デジタル化・省力化技術を活用した卸売市場の合理化の取組みのために必要な、トラック予約システム、納品伝票の電子化・データ連携システム、自動フォークリフト（AGF）、自動搬送車（AGV）等

2 食肉関連施設

食肉関連施設として定めるものは、既に設置されている食肉中央卸売市場に併設すると畜場に係るものであって次に掲げるものとする。

- (1) 係留所
- (2) 生体検査所及び検査用機械器具
- (3) 処理室及び処理設備
- (4) 検査室及び検査用機械器具
- (5) 消毒所、隔離所
- (6) 汚物処理設備
- (7) 冷蔵室及び冷却冷蔵設備
- (8) 作業員室
- (9) と場に係る電気通信等附帯設備

3 施設に係る工作物

衛生施設、防災施設及び附帯施設に含まれる工作物（以下「衛生施設等」という。）については、売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設（立体駐車場及び地下駐車場）、市場管理センター、加工処理高度化施設、選果・選別施設及び総合食品センター機能付加施設と一体的に整備する場合には、それぞれ当該施設に含まれる工作物として取り扱うことができるものとする。その場合の当該衛生施設等の交付対象施設は、交付対象施設ごとの建築延べ面積（2階以上にわたるものであるときは、2階以上の部分についての延べ床面積を加えるものをいう。）を比較し、その面積が最大の施設とする。

4 大規模整備

- (1) 大規模整備に係る搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、選果・選別施設、総合食品センター機能付加施設、附帯施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設については、売場施設等の工事と工程上一体として、或いは、機能上併行して行わなければならない施設とする。

- (2) 大規模整備である場合は、事業実施主体が作成する事業実施計画等に、大規模整備の条件に合致する理由及びアに規定する施設である理由を記載すること。

5 施設の整備を実施するに当たり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第7条に基づき選定された特定事業を実施する選定事業者（以下「PFI選定事業者」という。）が事業を実施する場合は、以下の点に留意するものとする。

- (1) 中央卸売市場又は地方卸売市場において、PFI法第5条に基づく実施方針を定め、かつ、認定計画に従って事業を実施するものであること。
- (2) PFI法第14条第1項に基づく事業契約等を踏まえ、当該事業の適正かつ確実な実施の確保が見込まれること。
- (3) 当該事業の実施に係る資金の確保が確実と見込まれること。
- (4) 他の卸売市場と統合を行う中央卸売市場又は地方卸売市場にあつては、取扱数量の増加に資する施設の整備を実施するものであること。
- (5) 他の卸売市場と連携した集荷・販売活動を行う中央卸売市場又は地方卸売市場にあつて

- は、次に掲げる要件に合致するものであること。
- ア 取扱数量の増加に資する施設の整備を実施するものであること。
 - イ 集荷若しくは販売の共同化に係るネットワーク構築の協定や共同計画等に参画している又は参画することが確実と見込まれること。
 - ウ 集荷又は販売の共同化を図る他の卸売市場と同じ部類を有していること。
 - エ 整備を実施する施設が消費者の鮮度保持志向に対応するものと認められること。
- (6) 産地・実需者と連携した集荷・販売活動を行う中央卸売市場又は地方卸売市場にあっては、次に掲げる要件に合致するものであること。
- ア 取扱数量の増加に資する施設の整備を実施するものであること。
 - イ 集荷若しくは販売の共同化に係るネットワーク構築の協定や共同計画等に参画している又は参画することが確実と見込まれること。
 - ウ 整備を実施する施設が産地・実需者の要望を満たす施設であること。
- (7) 施設の管理運営
- 地方公共団体は、この事業により整備を実施した施設について、PFI法に基づく基本方針等を踏まえ、事業の目的に照らして、適正かつ効率的な管理運営の確保を図るものとする。

第3 上限建築単価

下表に掲げる施設にあつては、上限建築単価を超える部分について、交付の対象外とする。

ただし、下表は建物部分に限るものとし、売場施設、貯蔵・保管施設、加工処理高度化施設及び選果・選別施設に係る防熱工事並びに機械設備、駐車施設、構内舗装、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設（中央卸売市場に限る。）、情報処理施設、防災施設及び附帯施設については、個々に積算することができるものとする。

施設区分	構造	上限建築単価		
		一般地域	多雪地域	沖縄地域
売場施設		円/m ²	円/m ²	円/m ²
貯蔵・保管施設(倉庫施設)	鉄骨構造(平屋)	113,000	124,000	124,000
	鉄骨構造(重層)	132,000	145,000	145,000
駐車施設	鉄筋コンクリート構造(平屋)	125,000	125,000	138,000
市場管理センター	鉄筋コンクリート構造(重層)	202,000	202,000	223,000
加工処理高度化施設				
選果・選別施設				
総合食品センター機能付加施設				
上記施設の施設内容に準ずる施設				
貯蔵・保管施設(冷蔵	鉄骨構造	159,000	174,000	174,000
庫施設)	鉄筋コンクリート構造	189,000	189,000	208,000

(注) 1 多雪地域とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第86条第3項の規定により特定行政庁が定める垂直最深積雪量が1m以上の地域、沖縄地域とは沖縄県、一般地域とは多雪地域及び沖縄地域以外の地域をいう。

2 上限建築単価には、消費税を含む。

卸売市場緊急整備事業交付金の配分基準

第1 都道府県配分額の算定

次に掲げる事項ごとに算定された額を合計し、各都道府県への配分額とする。

1 前年度からの継続事業等に対する配分

事業実施期間が複数年の事業の2年度目以降の実施に要する継続要望額（都道府県計画の1の(3)継続事業の負担区分の交付金の額）に相当する額について、都道府県ごとに合計した額を優先的に配分する。配分可能額が継続要望額の合計を下回る場合には、事業実施期間の終了が近い事業実施計画は、事業効果の早期発現の観点から優先するものとするほか、過年度の交付金等における不用額等の執行実績を考慮して配分するものとする。

2 事業実施計画の成果目標等に応じた配分

(1) 予算額から1に要する額を減じた額の範囲内で、事業実施計画について、別表1から別表4までに基づき算定したポイントの高い順に上位から要望額を都道府県ごとに合計し、交付金額として配分する。

なお、同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合は、要望額の小さい事業実施計画に当該配分可能額の範囲内で配分する。

(2) 事業実施計画1つ当たりの上限要望額は、1年度当たり25億円とする。

(3) (1)により配分した結果、最後の配分可能額が事業実施計画の要望額を下回る場合には、当該配分可能額を当該事業実施計画の所在する都道府県に配分する。

なお、同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合には、要望額の小さい事業実施計画の所在する都道府県に配分する。

(4) 配分対象となった事業実施計画の実施を取りやめた場合、次年度に同一の事業実施計画を提出することはできないものとする。

ただし、自然災害等やむを得ない事情があると地方農政局長等が認める場合は、この限りではない。

第2 配分基準の考え方を見直し

配分基準の考え方については、個別地区の成果目標の実績、総合的な政策推進の観点等を踏まえ、必要に応じ、関係者以外の者の意見を聴取した上で見直しを行うものとする。

別表1 (成果目標ごとの基準)

取組内容に対応した「達成すべき成果目標基準」をいずれか2つまで選択できることとし、そのうち1つは、以下のとおり各メニューに対応した類別の中から選択するものとする。

- 1 卸売市場の再編集約：物流効率化
- 2 デジタル化・省力化技術を活用した卸売市場の合理化：物流効率化
- 3 輸出拡大に向けた卸売市場の高度化：輸出促進

類別	達成すべき成果目標基準	ポイント
品質・衛生管理高度化	【環境負荷の軽減】 ・売場施設（共同物流拠点施設の荷捌き場を含む。）における二酸化窒素の大気濃度の環境基準値を100とした場合の指数値、浮遊粒子状物質の大気濃度の環境基準値を100とした場合の指数値の平均が41.7以下	・指数値の平均が 27.4以下・・・7ポイント 27.5～41.7・・・3ポイント
	【物品鮮度の保持】 ・低温売場（共同物流拠点施設の荷捌き場の中に設置する低温区画を含む。）における販売率（低温売場での販売金額／全売場での販売金額）が低温売場面積率（低温売場面積／全売場面積）を1.8ポイント以上超過	・全売場を低温化する場合 ……7ポイント ・超過ポイント数が 4.9以上 ……7ポイント 1.8～4.8 ……3ポイント
	【物品評価の改善】 ・全国を100とした場合の卸売単価（販売金額／販売数量）の指数値が施設整備前の値を1.2ポイント以上超過 ※ 施設整備市場の卸売単価は青果物では全中央卸売市場の野菜、果物。水産物では全中央卸売市場の生鮮魚、冷凍魚、塩干加工。食肉では全中央卸売市場の牛、豚。花きでは全中央卸売市場の切花、枝もの、鉢ものの取扱金額で加重平均し算出すること。 ・廃棄される物品の量を15.3%以上削減	・超過ポイント数が 2.4以上 ……7ポイント 1.2～2.3 ……3ポイント ・廃棄物品量の削減率が 39.5%以上・・・7ポイント 15.3～39.4%・・・3ポイント

物流効率化	【集荷力の向上】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 目標年度における取扱数量が推計値を 0.7%以上超過 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取扱数量の推計値超過率が 4.6%以上・・・7ポイント 0.7～4.5%・・・3ポイント
	【物流の迅速化】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 単位重量当たり作業時間を 1.2%以上短縮 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業時間の短縮率が 8.1%以上・・・7ポイント 1.2～8.0%・・・3ポイント
	【物流コスト等の削減】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 物流コストを 1.1%以上削減 ・ 残品・残さ、包装容器の処理コストを 1.2%以上削減 ・ 施設の維持管理コストを 1.3%以上削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物流コストの削減率が 1.9%以上・・・7ポイント 1.1～1.8%・・・3ポイント ・ 処理コストの削減率が 8.1%以上・・・7ポイント 1.2～8.0%・・・3ポイント ・ 維持管理コストの削減率が 14.2%以上・・・7ポイント 1.3～14.1%・・・3ポイント
輸出促進	【輸出の拡大】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規取組又は過去 3 年間で輸出実績がない場合は、当該市場における目標年度の取扱金額に占める輸出向け金額の割合が 5%以上 ・ 既に輸出実績がある場合は、目標年度における輸出金額 1 億円以上、かつ、目標年度における輸出金額が推計値（過去の複数年度における輸出金額を基に算定する目標年度の推計値とする。）又は過去の輸出実績の最高値のいずれか高い値の 1.5 倍以上超過 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 割合が 15%以上・・・7ポイント 5～14.9%・・・3ポイント ・ 超過率が 2.0 倍以上・・・7ポイント 1.5 倍～1.99 倍・・・3ポイント

	<p>・既に 20 億円以上の輸出実績があつて、現存の施設では今後の輸出の継続が難しくなることから本事業で施設整備を行う場合、目標年度における輸出量が推計値を 10 億円以上超過。</p> <p>※目標年度における輸出金額が国費の投入額を下回る事業は採択しないものとする。</p>	<p>・輸出量の推計値超過が 20 億円以上・・・7 ポイント 10 億円以上・・・3 ポイント</p>
--	--	--

別表2(施設整備の総合評価の加算ポイント)

- 1 別表1に定めるポイントに加え、2の評価基準に基づき以下のとおりポイント加算できるものとする。
 なお、貯蔵・保管施設、防災施設、加工処理高度化施設等の単独施設の整備にあつては、既存施設の内容を含めて総合的に評価することができるものとする。
- (1) 評価基準の点数が、300点以上の場合 ……16ポイント
 - (2) 評価基準の点数が、260点以上の場合 ……14ポイント
 - (3) 評価基準の点数が、220点以上の場合 ……12ポイント
 - (4) 評価基準の点数が、180点以上の場合 ……10ポイント
 - (5) 評価基準の点数が、140点以上の場合 ……8ポイント
- ただし、別表1及び別表2のポイントの合計は30ポイントを上限とする。

- 2 評価基準
- (1) 評価項目のそれぞれについて自己評価を行い、自己評価における判断の内容を記載すること。
 - (2) 評価基準の自己評価の結果(本表)は、要望調査の際に関係書類とともに都道府県に提出すること。

評価項目		配点	自己評価	自己評価における判断内容
1 物流効率化				
(1) 物流動線の効率化				
①	施設の一方通行化や入退場口の分離等の物流動線の整理によりスムーズな入退場が可能な施設である。	15		
②	場内の一方通行化や入退場口の分離等のルールを明確化、取締りを強化する取組である。	5		
(2) 荷下ろし場所の確保				
①	必要な台数の車両が同時に荷役作業が可能な通路や荷下ろし場所等を確保した施設である。(フォークリフトの必要台数の確保を含む。)	15		
②	大型車が天候に左右されずに荷役作業が可能な庇や大屋根等を設置した施設である。	10		
③	共有部における駐停車、荷下ろし、荷捌き、荷積み等のルールの明確化、取締りを強化する取組である。	5		
④	トラック予約システムの導入、荷待ち時間や受付及び荷下ろし場所等の可視化、トラック到着時間のオフピーク誘導等による荷待ち時間の短縮及び計画的な搬出入を図る取組である。	5		
(3) パレチゼーション				
①	フォークリフトでの荷役に必要な作業スペース、通路幅、パレット等の搬送資材のデポスペースの確保など、パレット荷役等を前提とした施設である。	10		
②	場内の関係者でパレット荷役や循環体制等を検討する体制を構築するとともに、パレット管理ルールの明確化、取締りを強化する取組である。	5		
(4) 分荷の効率化				
①	バリアフリーで円滑な物流動線と施設構造、十分なピッキングスペースの確保、作業環境に配慮した施設である。	10		
(5) 施設の共同利用化				
①	卸売場、仲卸売場、荷捌き場、冷蔵庫施設、加工施設、配送センター、関連店舗、駐車場等が共同利用を前提としたコンパクトな施設である。	15		
②	事業協同組合等が行う共同利用施設の整備である。	10		
③	建物は開設者が冷蔵庫施設は施設利用者が整備するなど、役割分担して行う費用対効果の高い施設整備である。	10		
④	共同利用施設の利用ルールの明確化する取組である。	5		
(6) 中継共同輸送、モーダルシフトに対応した拠点				
①	中継共同輸送に対応した複数台同時に荷役可能な通路、荷下ろし場所、荷の一時保管に必要な冷凍・冷蔵庫施設(ストックポイント)等を確保した施設である。	15		
②	効率的なトラックの配車及び荷の管理システムを設備した施設である。	5		
③	船舶、貨物列車との接続を踏まえた荷捌き、バンニング(コンテナの積み込み)に対応した施設である。	5		
④	中継共同輸送の管理運営体制及び他市場の開設者、事業者及び運送事業者等との連携体制を構築する取組である。	5		
2 品質・衛生管理の高度化				
(1) コールドチェーンの確保				
①	搬入から搬出までの温度管理を適切に行える閉鎖型施設等(必要に応じた限定的な施工を含む。)である。	15		
(2) 在庫管理機能の強化				
①	適切な在庫管理が可能なWMS(倉庫管理システム)等の導入を前提とした施設である。	5		
②	在庫管理システムの導入による鮮度維持・ロス削減を推進する取組である。	5		
(3) HACCP等への対応				
①	HACCP等の衛生管理基準に対応した処理・加工施設等を確保した施設である。	10		
3 付加価値向上・新需要への対応				
(1) 加工施設等の充実				
①	小売店、外食、加工業者等の実需者ニーズや需要の変化に対応した小分け、パッケージング、プレックク等に対応した施設である。	10		
②	産地との連携強化や安定的な取引関係の確立、加工食品の開発・販売を推進する取組である。	5		
(2) 輸出拡大				
①	輸出先国までコールドチェーンを確保する温度管理が可能な閉鎖型施設等である。	10		
②	輸出先国等の規制・条件(食品衛生等)に対応した処理・加工施設等である。	10		
③	輸出先国等から求められる国際認証等を取得する取組である。	5		
(3) 選果・選別施設の充実				
①	産地との連携に対応した選果・選別施設等である。	10		
②	産地との連携強化や安定的な取引関係を確立する取組である。	5		
(4) 貯蔵保管機能の強化				
①	長期間の貯蔵保管・鮮度維持が可能な冷凍・冷蔵庫施設等である。	10		
②	長期保管機能を活用した安定的な取引を確立する取組である。	5		
4 新技術の活用				
(1) 検品・荷役作業の自動化・省力化、物流DX				
①	検品等を自動化・省力化するRFIDタグ付のパレット等の活用に対応した施設である。	10		

②	人手不足の解消・省力化を図るためのAGV等の自動搬送システムの活用に対応した施設、自動ラック等を設備した施設であり、かつAGV等の自動搬送システムや自動フォークリフト等を導入する取組である。	10		
③	インターネット取引システム、オンライン受発注システムの導入等による施設利用の変化を想定したフレキシブルな構造の施設であり、かつインターネット取引システム、オンライン受発注システム、AIを活用した新たなシステムの導入などのデジタル化による省人化、働き方改革を推進する取組である。	10		
④	納品伝票の電子化・データ連携等、荷役作業における検品等の省力化を推進する取組である。	5		
5 防災・環境対応				
(1) 防災減災				
①	想定される自然災害等に対応した、施設の耐震化、耐水化、耐風化に取り組み、災害に強い施設である。	5		
②	非常用電源設備を導入した施設である。	5		
(2) 環境対応				
①	EVトラック、電動フォークリフト、電動ターレ等に給電できる給電設備を導入した施設である。	5		
②	市場内で発生する食品残渣等を原料としたバイオマス発電、肥料等への再利用に対応した施設である。	5		
6 コストパフォーマンスの向上				
(1) 既存施設の改修・増築				
①	耐震基準に適合した既存施設の改修・増築によって、閉鎖型低温化、荷捌き・加工・配送等の機能を強化した施設である。	15		
(2) 設計、施工、発注方法の工夫				
①	安価な施設構造（鉄骨造、低層、平面化、システム建築）による施設整備である。	10		
②	施設の天井の高さ、仕切り、柱の本数を必要最小限にしたシンプルな構造の施設である。	10		
③	一括発注と分離発注のメリット・デメリットを踏まえた最適な設計、施工、発注方法の選択による工期短縮、費用低減を図る施設整備である。	5		
(3) 事業者による施設整備				
①	実需者ニーズに対応するために事業者が行う機動的な施設整備が含まれている。	5		
(4) 将来の利用の変化を見通した施設整備				
①	施設利用者全体で20～30年先の将来的な事業の経営継承・統合、費用負担を含めた利用計画を作成し、合意形成した取組である。	15		
②	将来的な事業の経営継承・統合を見通した過大とならないフレキシブルな構造の施設整備である。	5		
合計		375	0	

別表3（都道府県加算ポイント）

別表1及び別表2に定めるポイントに加え、以下の場合はポイントを加算できるものとする。

ただし、別表1から別表3までのポイントの合計は32ポイントを上限とする。

都道府県加算ポイントの内容
<p>事業実施主体が策定する事業実施計画について、都道府県において、特に重要性が高く優先的に事業を実施する必要があると判断した場合には、加算対象とすることができることとする（ただし、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号。以下「国土強靱化基本法」という。）第13条に規定する国土強靱化地域計画に卸売市場が位置付けられている場合にあっては、その選択において配慮するものとする）。</p> <p>この場合においては、各都道府県において加算する1年度当たりのポイントは2ポイント（北海道にあっては、3ポイント）に、第2及び第3に定めるところにより算出したポイントを加算ポイントとし、加算対象となった事業実施計画に対して加算できるものとし、都道府県において優先的に事業採択に努めるものとする。</p> <p>ただし、過去に実施した強い農業づくり総合支援交付金のうち卸売市場等支援タイプ及び農産物等輸出拡大施設整備事業の成果目標の一部又は全部が達成されておらず、都道府県から改善措置の指導をうけている事業実施主体の事業実施計画は、加算対象とすることができないこととし、強い農業づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8260号農林水産事務次官依命通知。）及び強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知。）に基づき実施した事業についても、同様の取扱いを行うものとする。</p>

別表4（特別加算ポイント）

別表1から別表3までに定めるポイントに加え、以下の取組を行う場合は、ポイントを加算できるものとする。

ただし、別表1から別表4までのポイントの合計は37ポイントを上限とする。

特別加算ポイントの内容
<p>(1) 卸売市場整備の方向性の検討に係る加算ポイント</p> <p>施設整備にあたり、将来の需要予測や費用負担を考慮しつつ、施設利用者で合意形成を図り、施設利用のルール設定やデジタル化の推進、施設利用者が行う施設整備との連携や事業協同組合等による共同利用施設の整備、他市場の開設者や事業者及び運送事業者との連携・役割分担、複数の事業者間での事業再編、コストパフォーマンスの高い施設整備等の検討を行い、卸売市場施設の整備に係る基本計画又は経営戦略等に当該検討内容が記載されている場合は、1ポイントを加算できるものとする。</p>
<p>(2) 物流の標準化・デジタル化、卸売市場の物流機能の強化の取組に係る加算ポイント</p> <p>以下の取組を行う場合は、それぞれ1ポイントを加算できるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">① 施設においては、青果物流通標準化ガイドライン及び花き流通標準化ガイドライン等に即して、パレット循環体制の構築、場内物流の改善体制の構築及び業務遂行の徹底、トラック予約システムの導入、伝票の電子化、コード体系の標準化等に向けた取組を推進する場合② 卸売業者・仲卸業者による共同輸配送に向けた取組を推進する場合③ 卸売市場施設に中継共同物流拠点施設としての機能を付加するために行う荷捌き場施設、貯蔵・保管施設、搬送施設等の単独の施設を整備する場合
<p>(3) 卸売市場の統合・連携促進に係る加算ポイント</p> <p>以下の取組を行う場合は、いずれか1つについてポイントを加算できるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">① 卸売市場の再編集約を行う場合は、5ポイントを加算できるものとする。② 他市場との連携（共同輸配送、商流一体化等）を行う場合は、1ポイントを加算できるものとする。
<p>(4) 輸出促進の取組に係る加算ポイント</p> <p>卸売市場の施設内で通関、検疫、産地証明等の手続きのワンストップ化に取り組む場合は、1ポイントを加算できるものとする。</p> <p>フラッグシップ輸出産地として認定された産地（フラッグシップ輸出産地選定実施要領（令和6年4月19日付け6輸国第256号農林水産省輸出・国際局長通知）第5の規定により認定証の交付を受けた産地をいう。）と連携して輸出拡大を図る取組みである場合は、1ポイントを加算できるものとする。</p>
<p>(5) 防災・減災の取組に係る加算ポイント</p> <p>以下のいずれかの取組を行う場合は、1ポイント（①の場合は、2ポイント）を加算できるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">① 天災等により被災した施設の整備を実施する場合② 国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画に位置付けられている卸売市場において、卸売市場防災対策施設整備の取組を行う

場合

- ③ 災害時等における他市場等との連携協定等を策定している又は策定することが確実である卸売市場において、卸売市場防災対策施設整備の取組を行う場合
- ④ 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 40 条第 1 項に基づく都道府県地域防災計画又は同法第 42 条第 1 項に基づく市町村地域防災計画の物資輸送等に関する計画において、災害時に緊急物資等の輸送拠点として活用することとされている卸売市場において、卸売市場防災対策施設整備の取組を行う場合
- ⑤ 大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）等の地震防災対策関係法令に基づき地震防災に関する対策を強化又は推進する必要がある地域等に開設している卸売市場において、卸売市場防災対策施設整備の取組を行う場合
- ⑥ 構造耐震指標が $I_s < 0.3$ 又は $I_w < 0.7$ の卸売市場において、卸売市場防災対策施設整備の取組を行う場合
- ⑦ 重要インフラの緊急点検を実施した卸売市場において、卸売市場防災対策施設整備の取組を行う場合

(6) みどりの食料システムに係る加算ポイント

以下の取組を行う場合は、いずれか1つについて1ポイントを加算できるものとする。

- ① 事業実施主体が、環境と調和のとれた食料システム確立のための環境負荷低減 事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号。以下「みどりの食料システム法」という。）第 40 条第 1 項で規定する認定基盤確立事業者である場合
- ② みどりの食料システム法第 15 条第 2 項第 3 号で規定する特定区域における同法第 23 条に規定する認定事業活動を通じて生産された農林水産物を取り扱う取組を推進する場合

(7) スマート農業技術活用促進法に係る加算ポイント

以下の取組を行う場合は、いずれか1つについて1ポイントを加算できるものとする。

- ① 事業実施主体が、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律案第 13 条第 4 項で規定する開発供給実施計画の認定事業者である場合
- ② 同法第 7 条第 5 項に規定する生産方式革新実施計画の認定事業活動を通じて生産された農林水産物等を取り扱う取組を推進する場合

(別紙4) 第8関係

交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱い

第1 事業の実施

1 実施設計書の作成

- (1) 事業実施主体は、事業実施計画等に基づき実施しようとするときは、あらかじめ議決機関の議決等所要の手続を行って事業の施行方法等を決定した上で、実施設計書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 事業実施主体は、実施設計書を作成する能力がない場合には、設計事務所等に委託し、又は請け負わせてこれを作成するものとする。

2 予算の計上

事業実施主体は、予算案又は事業計画案を作成し総会等の議決を得るものとする。

なお、予算の計上又は事業計画の作成に当たっては、予算科目等において交付対象経費である旨を明示するとともに、交付対象外経費と一括計上する必要があるときは、明細等において交付対象経費を明確に区分しておくものとする。

3 その他関係法規に基づく許認可

本事業の実施に当たり、土地改良法（昭和24年6月6日法律第195号）に基づく施行認可、建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）等に基づく確認等を必要とするときは、事業実施主体等は、関係法規の定めるところにより、当該許認可等を得るものとする。

4 事業の着手

- (1) 事業実施主体は、事業に着手するときは、速やかにその旨を別紙様式第1号により、都道府県知事に届け出るものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情がある場合にあっては、事業の内容が的確となり、かつ、交付金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、要綱第5第2項に基づき、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）前であっても事業に着手することができる。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

- (2) (1)のただし書により交付決定前に着手する場合には、事業実施主体は、あらかじめ、市町村長又は都道府県知事の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式第2号により、都道府県知事又は地方農政局長等に提出するものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に事業に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- (3) (1)のただし書により事業実施主体が交付決定前に事業に着手する場合には、都道府県知事又は地方農政局長等は、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われ

るようにするものとする。

5 事業の施行

(1) 施行方法

事業は次に掲げるとおり直営施行、請負施行、委託施行又は代行施行によって実施するものとし、1つの事業については1つの施行方法により実施することを原則とする。

ただし、事業費の低減を図るため適切と認められる場合には、1つの事業について工種又は施設等の区分を明確にして2つ以上の施行方法により施行することができるものとする。

なお、原則として請負施行によるものとする。

ア 直営施行

直営施行においては、事業実施主体は、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、直接、材料の購入、現場雇用労働者の雇用等を行い、所定の期間内に事業を施行するとともに、現場主任等を選任し、現場の事務の一切の処理に当たらせることにより、工事の適正な実施を図るものとする。選任された現場主任等は、適正な工事の実施を図るため、工事材料の検収、受払、現場雇用労働者の出役の確認等を行うほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等により工事の実施状況を明確にするものとし、併せて、工事期間中の事故防止等について、細心の注意を払うものとする。

イ 請負施行

請負施行においては、事業実施主体は、工事請負人を定め、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完了させるものとし、また、工事の請負方法、指導監督及び検査等は、次により行い、適正を期するものとする。

また、都道府県は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

(ア) 請負方法

工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合又は一般競争入札に付して落札に至らない場合（入札者がいない場合を除く。）にあつては、あらかじめ、別紙様式第3号により、その理由、選定方法等を都道府県知事に報告し、適正な契約手続を確保するための必要な指示を受けた上で、指名競争入札に付するものとする。

なお、競争に参加する者はなるべく10者以上指名することとする。また、事業実施主体は、入札終了後、速やかにその結果を別紙様式第1号により、都道府県知事に報告するものとする。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあつては、随意契約によることができるものとする。なお、aの場合にあつては、競争入札に付し難い理由を、あらかじめ、別紙様式第3号により、都道府県知事に報告し、適正な契約手続を確保するための必要な指示を受けるものとする。

また、b又はcに掲げる場合にあつては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付すときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

a PFI事業であつて事業実施主体が公共施設等の管理者等との協定等に基づき実施

する場合

b 一般競争入札に付して入札者がいない場合

c 指名競争入札に付して落札に至らなかった場合

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に係る契約に関し、競争契約による入札結果については全入札者及び入札金額を、随意契約については契約の相手方及び契約金額を、閲覧等の方法により原則公表するものとする。

(イ) 工事の指導監督

事業実施主体は、請負契約と同時に、請負人から工程表等を提出させるとともに、請負人に現場代理人を定めさせ、当該現場代理人に工事の施行・施工管理に関する一切の事項を処理させるものとする。

また、事業実施主体は、現場監督員等を選任し、請負契約書、実施設計書、仕様書及び設計図に定められた事項について、工程表のとおり工事が実施されるよう指導監督等に当たらせるほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真を撮影させ、工事の記録等を行わせるものとする。

(ウ) 工事の検査及び引渡し

事業実施主体は、請負人が工事を完了したときは、当該請負人から工事完了届を提出させるとともに、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受けるものとする。

この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて請負人に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に、引渡しを受けるものとする。

また、当該検査に合格した工事については、請負人に引取証を交付するものとする。

ウ 委託施行

委託施行においては、事業実施主体は、工事の委託先を定め、受託者に実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の委託金額をもって、所定の期間内に工事を完成させるとともに、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。

また、委託施行とする場合は、議決機関による議決等所要の手続を行うほか、請負施行との比較検討を行い、委託施行によることとした理由を明確にしておくものとする。

なお、委託施行における工事の指導監督、検査及び引渡し等については、請負施行に準じて適正に行うものとする。

エ 代行施行

代行施行においては、事業実施主体が、事業の施行管理能力を有する設計事務所との間で、施設等の基本設計の作成（必要な場合に限る。）、実施設計書の作成又は検討、工事の施行、施工管理（工事の監理を含む。）等を一括して委託する代行施行契約を締結するものとし、これに基づき、委託を受けた代行者（以下「受託代行者」という。）は、完了予定期日までに実施設計書に基づく工事を完了して事業実施主体に引き渡すとともに、施行の責任を負うものとする。

また、事業実施主体及び受託代行者は、事業の実施に当たっては、次により適正を期するものとし、都道府県は、事業実施主体に対し、適正な契約手続を確保する上で必要な指導を行うものとする。

(ア) 代行施行の選択

事業実施主体は、代行施行を選択する場合は、別紙様式第4号により、代行施行によることの理由を明確にし、議決機関の議決等所要の手続を行うものとする。

(イ) 代行者の選択

代行施行契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合又は一般競争入札に付して落札に至らない場合（入札者がいない場合を除く。）にあつては、あらかじめ、別紙様式第3号により、その理由、選定方法等を都道府県知事に報告し、適正な契約手続を確保するための必要な指示を受けた上で、指名競争入札に付するものとする。

なお、競争に参加する者はなるべく10者以上指名することとする。また、事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を別紙様式第1号により、都道府県知事に報告するものとする。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあつては、随意契約によることができるものとする。なお、a又はbに掲げる場合にあつては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付すときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

a 一般競争入札に付して入札者がいない場合

b 指名競争入札に付して落札に至らなかった場合

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に係る契約に関し、競争契約による入札結果については全入札者及び入札金額を、随意契約については契約の相手方及び契約金額を、閲覧等の方法により原則公表するものとする。

(ウ) 建設委員会の設置等

代行施行においては、事業実施主体及び受託代行者の連携を緊密にし、交付対象事業の目的に即して適正に工事等を実施する必要があることから、事業実施主体及び受託代行者は、建設委員会等を設置し、適宜、協議を行うものとする。

また、受託代行者は、当該工事等の施工管理担当者を定め、これを事業実施主体に通知するものとし、事業実施主体及び受託代行者は、当該施工管理担当者を建設委員会等の委員に加えること等により、工事等の施行体制を整備するものとする。

(エ) 施工業者の選定

施工業者の選定は、事業実施主体及び受託代行者の協議により入札参加申請のあった者について、資格要件を審査し、その結果を当該申請者に通知するとともに、公正な競争入札を行わせること等により、適正を期するものとする。

また、事業実施主体は施工業者選定後、速やかにその結果を別紙様式第1号により、都道府県知事に報告するものとする。

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に係る契約に関し、競争契約による入札結果については全入札者及び入札金額を、随意契約にあつては契約の相手方及び契約金額を、閲覧等の方法により原則公表するものとする。

(オ) 支給品の取扱い

受託代行者が施工業者に工事材料を支給する場合には、実施設計書の作成の段階のみならず、施工業者が選定され、受託代行者と施工業者の間で請負契約を行う段階においても、再度見直しを行い、工事材料を支給品とすることの適否を十分に検討することにより、事業実施の適正を期するものとする。

また、受託代行者は、工事材料を支給品とすることについては、あらかじめ、事業実施主体と協議するとともに、交付対象事業の目的に即した優良な工事材料が適正価格をもって使用されることにより事業費の低減を図ることを旨として、決定するものとする。

(カ) 工事監督

受託代行者は、(エ)により施工業者を選定し、請負契約を締結すると同時に、当該施工業者から工程表等を提出させるとともに、現場代理人等を定めさせるものとする。

また、(ウ)の施工管理担当者は、実施設計書、工程表等に即した工事材料の検収及び工事の指導監督に当たるとともに、工事監督の記録、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影等により工事の実施状況を記録するものとする。

(キ) 工事の検査及び引渡し

受託代行者は、施工業者が工事を完了したときは、当該施工業者から工事完了届を提出させるとともに、必要な場合には試運転等を行わせ、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受け、これを事業実施主体に引き渡すものとする。この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて当該施工業者に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に引渡しを受けるものとする。

(ク) 精算

事業実施主体は、受託代行者から産地基幹施設の引渡しを受けるに当たっては、同時に、受託代行者から工事に要した経費の明細書、必要な証拠書類の写し、出来高設計書等の提出を求め、内容を確認した上で、受託代行者と締結した契約書に基づく期間内に代行施行管理料の支払いを含む精算を行うものとする。

(2) 契約の適正化

本事業に係る契約については、(1)に定めるもののほか「補助金等予算執行事務に関する適正化措置について」(平成9年5月9日付け9経第895号農林水産省大臣官房経理課長通知)により、契約の手続等の一層の公平性、透明性等を図るものとする。

ア 入札の公告

一般競争入札については、公告期間は10日間以上(土日祝祭日を含まない)を確保するものとし、公告は当該事業実施主体及び上部機関等のホームページ、掲示その他の方法により行い、広く周知に努めるものとする。

イ 利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分(工事を含む。)がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益相当分が含まれることは交付金交付の目的上ふさわしくないと考えられるため、以下に掲げる場合には、それぞれ、当該(ア)から(ウ)までに定める利益等排除の方法に従い、適正に利益等排除するものとする。

ただし、100%同一の資本に属するグループ会社及び関連会社以外の者を含む2者以上の応募の結果、当該会社が落札した場合は、利益等排除は不要とする。

利益等排除の対象範囲は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いて判断するものとする。

(ア) 事業実施主体の自社調達の場合

原価をもって交付対象経費とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

(イ) 100%同一の資本に属するグループ会社からの調達の場合

取引価格をもって交付対象額とする。

ただし、交付額の上限は当該調達品の製造原価とし、当該製造原価が証明できない場合は、交付対象としない。

(ウ) 事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格をもって交付対象経費に計上する。

ただし、交付額の上限は当該製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額とし、当該製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額が証明できない場合は、交付対象としない。

なお、「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、関係資料等により、それが当該調達品に対する経費であることが証明されることを要するものとする。

ウ 社会保険への加入徹底等について

事業実施主体は、建設工事を発注する際に、請負代金内訳書において、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費の記載を明示させるものとする。

なお、施工業者に対し、工事の施工について、社会保険加入企業に限定する旨の「誓約書」を提出するよう働きかけるものとする。

(3) 談合等不正行為の防止

ア 事業実施主体（受託代行者を含む。ウからオまでにおいて同じ。）は、「工事の請負契約に係る契約書について」（平成7年10月24日付け7経第1492号農林水産事務次官依命通知）第54条の2（A）を例として、本事業に係る工事の請負契約又は代行施行契約等の契約書に、談合等不正行為があった場合の違約金等に係る条項を設けるなど、談合等不正行為の防止に努めるものとする。

イ 本事業に係る工事において、刑法の競争入札妨害罪、談合罪等により関係者が起訴された場合又は公正取引委員会の排除措置命令若しくは課徴金納付命令が出された場合は、都道府県知事は、「補助事業等における談合等の不正行為に係る違約金等の取扱いについて」（平成19年11月20日付け19経第1245号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づき、速やかに必要な手続等を行うものとする。

ウ 事業実施主体は、本事業に係る工事の請負契約又は代行施行契約の入札又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に当たっては、「談合等により指名停止を受けている事業者の補助事業等における取扱いについて」（平成27年1月26日付け26経第1258号農林水産省大臣官房長通知）に基づき（地方公共団体にあつては準じて）、競争入札等に参加しようとする者に対し、農林水産省の機関から指名停止の措置等を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させないものとする。

エ 事業実施主体は、本事業に係る工事の競争入札等に当たっては、競争入札等に参加しようとする者に対し、事業実施年度（複数年の場合には初年度）の前年度に会計検査院から不当事項として指摘された工事等への関与の有無及び経緯に係る申立書の提出を求め、関与が認められる場合には、事業実施主体は当該者を競争入札等に参加させないことができる。

オ 事業実施主体は、役職員による秘密情報（役職員が競争入札等の業務において職務上知り

得た秘密をいう。以下同じ。)の漏えい防止措置(以下「秘密情報漏えい防止措置」という。)を講ずるものとする。

また、事業実施主体は、当該職員に対し秘密情報の漏えいを防止すべき旨を周知徹底するものとする。

カ 事業実施主体は、代行施行契約に係る競争入札等の公告時において、契約の相手方となる者は契約締結時までに秘密情報漏えい防止措置を講ずることとする旨を提示する。

また、契約時には、相手方から情報管理の方法を定めた規程等を提出させることにより、当該相手方が秘密情報漏えい防止措置を講じていることを確認するものとする。

6 会計経理

会計経理は、次に掲げる事項に留意して適正に処理するものとする。

- (1) 交付対象事業費の経理は、独立の帳簿を設定する等の方法により、他の経理と区分して行うものとする(交付対象外事業費を含む全事業費を一括して経理する場合にも、交付対象事業費については区分を明確にしておくこと)。
- (2) 分(負)担金の徴収に当たっては、分(負)担金の徴収の根拠法規を有するものはもとより、特定農業団体、その他農業者の組織する団体等の根拠法規のない場合にも請求書を発行する等の方法により、個人別分(負)担を明確にするとともに徴収の都度、領収書を発行しておくこと。
- (3) 事業費の支払いは、工事請負人等からの支払い請求に基づき、出来高を確認の上行うものとし、その都度領収書を受領しておくこと。
- (4) 金銭の出納は、金銭出納簿等及び金融機関の預金口座等を設けて行うこと。
- (5) 領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理し処理のてん末を明らかにしておくこと。

7 未しゅん功工事の防止

本事業の施設整備について、事業実施主体は、「未しゅん功工事について」(昭和49年10月21日付け49経第2083号農林事務次官依命通知)、「未しゅん功工事の防止について」(昭和55年3月1日付け55経第312号農林水産大臣官房長通知)及び「未しゅん功工事の防止について」(昭和55年10月30日付け55経第1995号農林水産事務次官依命通知)により、未しゅん功工事の防止に努めるものとし、必要に応じて予算の繰越し等の手続を行うものとする。

第2 事業完了に伴う手続

1 しゅん功届

事業実施主体は、工事が完了したときは、速やかにその旨を別紙様式第5号により、都道府県知事に届け出るものとする。

市町村長又は都道府県知事は、必要に応じ本事業に係る事業のしゅん功検査等を実施し、不適正な事態がある場合は手直し等の措置を指示し、交付対象事業の適正を期するものとする。

なお、市町村長がしゅん功検査等を実施した場合、別紙様式第5号は市町村長から都道府県知事に届け出るものとする。

2 事業の実績報告

事業実施主体は、交付対象事業が完了したときは、実績報告書に出来高設計書等を添付して都道府県知事に報告するものとする。

なお、市町村長又は都道府県知事は当該報告がなされた場合、交付決定に基づく交付対象事業が適正に完了したことを確認するものとする。

3 その他関係法規に基づく手続

事業完了に伴って、土地改良法に基づく工事完了届又は建築基準法に基づく使用承認等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法規の定めるところにより、それぞれ所要の手続を行うものとする。

第3 関係書類の整備

事業実施主体は、交付対象事業の実施に係る、次に掲げる関係書類等を整理保存しておくものとする。

1 予算関係書類

- (1) 事業実施に関する議会（総会）の議事録及び代行施行の選択（別紙様式第4号）
- (2) 予算書及び決算書
- (3) 分（負）担金賦課明細書
- (4) その他

2 工事施工関係書類

（直営の場合）

- (1) 実施設計書、出来高設計書
- (2) 工事材料検収簿、同受払簿
- (3) 賃金台帳、労務者出面簿
- (4) 工事日誌及び現場写真
- (5) その他

（請負の場合）

- (1) 実施設計書、出来高設計書
- (2) 入札てん末書
- (3) 請負契約書
- (4) 工事完了届及び現場写真
- (5) その他

3 経理関係書類

- (1) 金銭出納簿
- (2) 分（負）担金徴収台帳
- (3) 証拠書類（見積書、請求書、入出金伝票、領収書及び借用証書等）
- (4) その他

4 往復文書

交付申請から実績報告に至るまでの申請書類、交付決定に当たっての書類及び設計書等

5 施設管理関係書類

- (1) 管理規程又は利用規程
- (2) 財産管理台帳
- (3) その他

第4 交付対象事業費の内容、構成及び積算

1 交付対象事業費の内容

工事費（機械器具費、取得費を含む。以下同じ。）、実施設計費及び工事雑費

2 交付対象事業費の構成

交付対象事業費の構成は、別表第1を標準とする。

3 交付対象事業費の積算及び取扱い

交付対象事業費は、それぞれの施行方法に応じ、次により積算するものとする。

また、1事業が2以上の施行方法により施行される場合には、それぞれの施行方法別に区分して積算するものとする。

なお、直営施行については、交付対象事業費の構成・積算等に当たり、諸経費（現場管理費、一般管理費等）を計上しないものとする。

その他の工事費の積算等については、請負施行に準ずるものとする。

また、建築工事を伴うものについては、工事費、実施設計費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

(1) 工事費

ア 積算の方法

(ア) 工事費は、都道府県において使用されている単価及び歩掛りを基準として、現地の実情に即した適正な現地実行価格によるものとし、建設工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に、機械器具は、本機、附属作業機等に区分して積算するものとする。

さらに、直接工事費は、実施設計書の表示に従って種目ごとに建築工事、電気設備及び機械設備工事等に区分し、共通費は、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分してそれぞれ積算するものとする。

この場合、各費目の積算に使用する材料等の価格等には、消費税及び地方消費税に相当する分を含まないものとし、また、機械器具費の積算は、必要性が明確である場合に限り、性能の比較検討等を行った上、機種等を選定して行うことができるものとする。

(イ) 工事価格の積算は、原則として、国土交通省が定める官庁営繕関係統一基準に準じて行うものとする。

イ 支給品費

(ア) 支給品費は、請負施行及び委託施行にあつては事業実施主体が、代行施行にあつては受託代行者が、請負人等に、原則として無償で支給する工事材料費とし、請負施行等に係る

工事費部分と区分して工事費に計上するものとする。

(イ) 支給品費の積算は、支給材料の仕入価格に支給材料の保管、運搬、管理等に必要な経費を加えた額とする。

(ウ) 事業実施主体又は受託代行者が、請負人等に対し、工事材料費の支給に代えて工事材料を支給する場合であって、工事材料を支給することが工事費の低減になるときは、原則として、支給した工事材料を支給品費として積算するものとする。

ウ 共通仮設費

共通仮設費は、建物、工作物の各種の直接工事に共通して必要な別表第2に掲げる費用とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

エ 諸経費

(ア) 諸経費は、請負施行、委託施行及び代行施行においては請負人等、直営施行においては事業実施主体が必要とする、別表第3に掲げる現場管理費及び別表第4に掲げる一般管理費等とする。

(イ) 諸経費は、原則として、現場管理費、一般管理費等に区分して積算するものとし、それぞれ直接工事費に対して適切な率以内とする。

ただし、直営施行における事業実施主体の一般管理費等率については、利益相当率を除くものとする。

オ 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税に相当する分を積算するものとし、その積算は、工事価格等に消費税及び地方消費税の税率を乗じたものとする。

(2) 実施設計費

実施設計費は、設計に必要な調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用をいう。）及び設計費（設計に必要な費用をいう。）とし、当該実施設計を委託し、又は請け負わせる場合に限り、交付対象とするものとする。

なお、当該実施設計と併せて工事の施工監理を建築士事務所等に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとする。

ただし、代行施行にあつては、当該監理料を実施設計費に含めないものとする。

(3) 工事雑費

工事雑費は、事業実施主体が事業を実施するに伴い、現地事務所等において、直接必要とする別表第5に掲げる用途基準を満たす経費とし、事業の施行態様に応じて積算するものとする。その額は、原則として、工事価格及び実施設計費の合計額の3.5パーセントに相当する額以内とする。

第5 本事業により整備した施設等の管理運営等について

事業実施主体は、交付金の交付を受けて整備した施設等（以下「施設等」という。）を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するものとする。

1 管理主体

事業実施主体は、管理運営を他の者に委託する場合には、管理の委託を受ける者との間で、管理を委託する施設等の種類、設置場所、移管の年月日、管理方法、管理の委託を受ける者の権利、

義務等必要な事項について協議し、委託契約を締結するものとする。

2 管理方法

- (1) 事業実施主体は、施設等の管理状況を明確にするため、「補助金等交付事務の取り扱いについて」（昭和 39 年 11 月 19 日付け 39 経第 4086 号農林大臣官房経理課長通知）様式第 3 号による財産管理台帳を備え置くものとする。
- (2) 事業実施主体は、その管理する施設等について、所定の手続を経て管理規程又は利用規程を定めることにより適正な管理運営を行うとともに、施設等の継続的活用を図り得るよう必要な資金の積立に努めるものとする。特に、交付金の交付を受けて圧縮記帳を行っている場合には、留意するものとする。
- (3) (2) の管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項のうち施設等の種類に応じ必要な項目を明記するものとする。
 - ア 事業名及び目的
 - イ 種類、名称、構造、規模、型式及び数量
 - ウ 設置場所
 - エ 管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名
 - オ 利用者の範囲
 - カ 利用方法に関する事項
 - キ 利用料に関する事項
 - ク 保全に関する事項
 - ケ 償却に関する事項
 - コ 必要な資金の積立に関する事項
 - サ 管理運営の収支計画に関する事項
 - シ その他必要な事項
- (4) 事業実施主体は、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、施設等の管理運営日誌又は施設利用簿等を適宜作成し、整備保存するものとする。

3 財産処分等の手続

- (1) 事業実施主体は、施設等について、その処分制限期間（都道府県が事業実施主体である場合にあっては農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）別表に規定する処分制限期間、その他のものが事業実施主体である場合にあっては減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に規定する耐用年数に相当する期間をいう。以下同じ。）内に当初の交付目的に即した利用が期待し得ないことが明らかになり、適正化法第 22 条に基づく財産処分として、当該施設等を当該交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊そうとするとき等は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。）の定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。

この場合において、都道府県知事は、当該申請の内容を承認するときは、承認基準の定めるところにより、その必要性を検討するとともに、あらかじめ、農林水産大臣等（北海道にあつ

ては農林水産大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。)の承認を受けなければならない。

(2) 都道府県知事が事業実施主体として、その処分制限期間内に(1)に定める財産処分をしようとするときには、承認基準の定めるところにより、農林水産大臣等の承認を受けなければならない。

(3) 災害の報告

ア 事業実施主体は、天災その他の災害により、交付対象事業が予定の期間内に完了せず、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を都道府県知事に報告し、その指示を受けるものとする。

なお、報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進捗度、被災程度、復旧見込額及び防災、復旧措置等を明らかにした上で被災写真を添付するものとする。

また、都道府県知事は、必要がある場合、現地調査等を実施し、報告事項の確認を行うものとする。

イ 事業実施主体(都道府県を除く。)は、施設等について、処分制限期間内に天災その他の災害による被害が発生したときは、直ちに、別紙様式第6号により、都道府県知事に報告するものとする。

都道府県知事は、当該報告を受けたときは、当該施設等の被害状況を調査確認し、遅滞なく、調査の概要、対応措置等を付し別紙様式第6号により、地方農政局長等に報告するものとする。

なお、都道府県が事業実施主体として災害による報告を行う場合も同様とする。この場合、地方農政局長等は必要に応じて事業実施主体に対し指導を行うものとする。

ウ 前号の報告の後、当該施設等の復旧が不可能であると判断した場合にあっては、承認基準の定めるところにより、農林水産大臣等に報告を行い、その承認を受けるものとする。

4 増築等に伴う手続

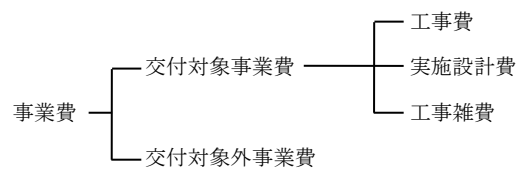
(1) 事業実施主体(都道府県を除く。)は、施設等の移転、更新、生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等(以下「増築等」という。)を当該施設等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ、別紙様式第7号により、都道府県知事に届け出るものとする。

(2) 都道府県知事は(1)による届出があった場合、当該増築等の必要性を検討するとともに、あらかじめ、別紙様式第7号により、地方農政局長等に届け出て、必要に応じその指示を受けるものとする。

都道府県が事業実施主体として(1)に定める増築等の届出を行う場合も同様とする。

別表第 1

卸売市場緊急整備の事業費構成の標準



別表第2

共通仮設費

区 分	内 容
準 備 費	敷地測量及び整理、仮道路、仮橋、道板、借地その他占有料等に関する費用
仮 設 建 物 費	仮現場事務所倉庫、宿舍等直接工事に共通的に必要な仮施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
工 事 施 設 費	仮囲、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
試 験 調 査 費	地耐力試験、施設の機能試験、材料及び製品試験等に要する費用
整 理 清 掃 費	整理清掃、屋外後片付け清掃、屋外発生材処分、養生等に要する費用
動 力 用 水 光 熱 費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに動力、用水、光熱等に関する引込負担金等に要する費用
機 械 器 具 費	共通仮設用機械及び機械器具修繕に要する費用
安 全 費	工事施工のための安全に要する費用で、警備員、交通整理員等の安全監理及び安全標識、合図等に要する費用
運 搬 費	共通仮設に伴う運搬に要する費用
情 報 シ ス テ ム 費	情報共有、遠隔臨場、B I M、その他情報通信技術等のシステム・アプリケーションに要する費用
そ の 他	上記のいずれにも属さない共通仮設等に伴う費用

別表第3

現場管理費

区 分	内 容
労 務 管 理 費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用、募集及び解散に要する費用、厚生に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用、安全及び衛生に要する費用、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租 税 公 課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代等、諸官公署手續費用
保 險 料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従 業 員 給 与 手 当	現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与、施工図等を外注した場合の設計費等
退 職 金	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法 定 福 利 費	現場従業員及び現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福 利 厚 生 費	現場従業員に関する厚生、貸与被服、健康診断、医療等に要する費用
事 務 用 品 費	事務用消耗品費、事務用備品、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真代等の費用
通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費
補 償 費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
原 価 性 経 費 配 布 額	本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額
雑 費	会議費、式典費、工事实績等の登録等に要する費用、その他上記のいずれの科目にも属さない費用

別表第4

一般管理費

区 分	内 容
役 員 報 酬	取締役及び監査役に要する経費
従 業 員 給 料 手 当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退 職 金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職引当金繰入額及び退職年金掛け金を含む。）
法 定 福 利 費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福 利 厚 生 費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維 持 修 繕 費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事 務 用 品 費	事務用消耗品、固定資産に計上しない事務用品、新聞参考図書等の購入費
通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費
動 力 用 水 光 熱 費	電力、水道、ガス等の費用
調 査 研 究 費	技術研究、開発等の費用
広 告 宣 伝 費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交 際 費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄 付 金	社会福祉団体等に対する寄付
地 代 家 賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減 価 償 却 費	建物、車両、機械装置、事務用品等の原価償却額
試 験 研 究 償 却 費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開 発 償 却 費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のための特別に支出した費用の償却額
租 税 公 課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保 険 料	火災保険その他の損害保険料
契 約 保 証 費	契約保証に必要な費用
雑 費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

別表第5

工事雑費

区 分	内 容
報 酬	用地買収交渉、土地物件等の評価、登記事務
賃 金	日々雇用者賃金（測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金）
共 済 費	賃金に係る社会保険料
需 用 費	消耗品費、燃料費、光熱水料、印刷製本費、広告費、修繕費、食糧費 （事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等とする。）
役 務 費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、雑役務費
委 託 費	測量、設計、登記等の委託費
旅 費	事業実施の打合せ等に必要な旅費
使用料及び賃借料	土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具の借料及び損料
備 品 購 入 費	事業実施に直接必要な庁用器具及び事務用機械器具
公 課 費	
代行施行管理料	代行施行における受託代行者の事業施行管理料

別紙様式第1号（第1第4項関係）

番 号
年 月 日

〇〇県（都道府）知事 殿

〔 提出
〇〇〇市町村長 〕

事業実施主体名
代 表 者 氏 名

〇〇年度卸売市場緊急整備事業交付金における入札結果報告・着工届

このことについて、下記のとおり入札結果を報告し、着工を届け出ます。

記

対象機械・施設等名 又は工事等の契約名	
施行方法	直営施行・請負施行・委託施行・代行施行
施工業者選定方法	一般競争入札・指名競争入札・ 代行施行における競争見積・随意契約
入札執行年月日	年 月 日
入札立会者の 所属・役職・氏名	
入札予定価格（税抜）	円
入札参加業者名及び 入札価格（税抜）	円
	円
	円
	円
	円
入札執行回数	回
落札業者名（契約業者名）	
契約価格（税込）	円
契約年月日	年 月 日
建築場所	

工事開始日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日
工事監理者	
入札結果等の公表方法	
備考	年 月 日付け〇〇第〇〇〇号 交付決定通知

- (注) 1 「施行方法」欄及び「入札方法」欄は、該当するものを○で囲む。
- 2 「入札予定価格」欄は、未公表の場合は未公表と記入する。ただし、不落札随意契約の場合は、必ず記入する。
- 3 「入札参加業者名及び入札価格」欄は、入札に参加した業者名を全て記入し、入札最終回に投じられた価格を記入する(途中棄権した業者がある場合は、当該業者の価格は空欄とする)。
- 4 不落札随意契約の場合は、「入札執行回数」欄は入札執行回数及び不落札随意契約である旨を、また、「落札業者名」欄は契約業者名を記入する。
- 5 「施工業者選定方法」が随意契約の場合は、「入札執行年月日」欄から「入札執行回数」欄までは記入不要とし、「落札業者名」欄に契約業者名を記入する。
- 6 「入札結果等の公表方法」欄は、入札結果の公表時期、公表方法等を記入する。
- 7 交付決定前に着手した場合、「備考」欄は交付決定前着手届の文書番号等を記入する。
- 8 本報告・届出に際しては、工程表を添付すること。また、「談合等により指名停止を受けている事業者の補助事業等における取扱いについて」(平成27年1月26日付け26経第1258号農林水産省大臣官房長通知)に基づき、競争入札等に参加しようとする者に参考様式を例として申立書の提出を求め、これを添付すること。
- 9 社会保険への加入の確認をした場合、誓約書を添付すること。
- 10 事業が複数の契約からなる場合は、契約ごとに上表を整理すること。

(参考様式①)

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

事業実施主体 殿

所 在 地
商号又は名称
代 表 者

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。
また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

(注1) 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

(注2) この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

(注3) 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りではない。

(参考様式②)

不当事項として指摘された工事等への関係の有無に係る申立書

年 月 日

事業実施主体 殿

所 在 地
商号又は名称
代 表 者

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、過去1年間、会計検査院から不当事項として指摘された工事等に関与していない（又は関与していた）ことを申し立てます。

また、この申告が虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

(注1) 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

(注2) 会計検査院から不当事項として指摘された工事等に関与していた場合は、以下の内容を記載すること。

- ①会計検査院の指摘事項の概要
- ②当該工事における当社の役割について

(参考様式③)

誓約書

(発注者名) 殿

工事名：

標記の工事においては、工事を施工する建設業者について社会保険関係法令の遵守を徹底する観点から、下記のことを誓約します。

記

次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）をすべての次数において下請負人とししないこと。

- (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
- (2) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
- (3) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

年 月 日
所 在 地
商号又は名称
代 表 者

別紙様式第2号（第1第4項関係）

番 号
年 月 日

〇〇県（都道府）知事 殿
又は〇〇地方農政局長 殿
〔 北海道にあっては、農林水産省 〇〇
 沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

〔 提出
 〇〇〇市町村長 〕

事業実施主体名
代表者氏名

〇〇年度卸売市場緊急整備事業交付金の交付決定前着手届

卸売市場緊急整備事業交付金の事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手したいのでお届けします。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別 添

取組名	事業実施主体	施設区分	事業量	事業費	工事開始 予定年月 日	しゅん功予定 年月日	理 由

別紙様式第3号（第1第5項関係）

番 号
年 月 日

〇〇県（都道府）知事 殿

事業実施主体名
代 表 者 氏 名

〇〇年度卸売市場緊急整備事業交付金の施行方法等について

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号で交付決定のあったこの事業について、施行方法等を下記のとおり報告します。

記

対象施設等名 又は工事等名	
施行方法	<input type="checkbox"/> 請負施行 <input type="checkbox"/> 代行施行
契約方式	<input type="checkbox"/> 指名競争入札による契約 <input type="checkbox"/> 随意契約 (入札又は契約予定年月日 年 月 日)
上記の契約方式を 選択した理由	(一般競争入札に付し難く、指名競争入札による契約 又は随意契約によらざるを得ない理由を記載する。)
指名競争入札における 指名基準	(指名基準、指名方法等について記載する。)

(施行方法、契約方式の欄は、該当する項目の□にチェックを入れること。)

別紙様式第4号（第1第5項関係）

代行施行によることの理由の確認表

事業名：〇〇年度卸売市場緊急整備事業交付金
 事業内容（施設名）：

	業務内容	検討内容
1 代行施行管理 (建設工事)	(1) 実施設計書の作成又は検討	(※製造請負工事と一体的に代行施行を選択する場合は、代行者が実施することとなるので、理由は不要。)
	(2) 業者選定の執行	事業実施主体が、適正に入札参加業者等を選定できない理由
	(3) 入札の執行	事業実施主体が、適正な競争入札を行うことができない理由
	(4) 施工管理 ① 施工管理者の確保 ② 工程の調整 ③ 工事の監理 ④ 工事の検査 ⑤ しゅん功検査、引き渡し	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体が、建設工事を設計図書（図面及び仕様書）と照合し、工事が設計図書のとおりを実施されているか確認することができない理由。 ・事業実施主体が、業者を指導監督し、設計書どおりに工事を完成させることができない理由。
2 製造請負管理 (製造請負工事)	(1) 基本計画、仕様の作成	プラントの基本設計及び仕様の作成について、代行者の協力が必要な理由
	(2) 業者選定の執行	事業実施主体が、適正にプラント業者等を選定できない理由
	(3) 業者決定の執行	事業実施主体が、適正な競争見積を行うことができない理由
	(4) 実施設計の検討	実施設計の検討を代行者に委託する理由
	(5) 施工管理 ① 施工管理者の確保 ② 工程の調整 ③ 工事の監理 ④ 工事の検査 ⑤ しゅん功検査、引き渡し	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体が、プラント工事を設計図書（図面及び仕様書）と照合し、工事が設計図書のとおりを実施されているか確認することができない理由。 ・事業実施主体が、業者を指導監督し、設計書どおりに工事を完了させることができない理由。

別紙様式第5号（第2第1項関係）

番 号
年 月 日

〇〇県（都道府）知事 殿

〔 提出
〇〇〇市町村長 〕

事業実施主体名
代 表 者 氏 名

〇〇年度卸売市場緊急整備事業交付金のしゅん功届

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号で交付決定のあったこの事業について、下記のとおり工事が完了しましたので届け出ます。

記

事業種類	
事業内容 (施設名・処理量等)	
事業費(円)	
建築場所	
工事開始日	
完了年月日	
関係法令検査年月日	
〇〇法	
しゅん功検査年月日 (または予定日)	
引渡し年月日 (または予定日)	
請負等業者	
工事監理者	

注：請負人等からの完了届の写しを添付すること。

別紙様式第6号（第5第3項関係）

番 号
年 月 日

〇〇地方農政局長 殿
〔 北海道にあつては、農林水産省 〇〇
 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕
（又は 〇〇県（都道府）知事 殿）

〇〇県（都道府）知事
又は
〔 提出
 〇〇〇市町村長 〕
事業実施主体名
代表者氏名

〇〇年度卸売市場緊急整備事業交付金で取得又は効用の増加した施設等の災害報告について

〇〇年度において卸売市場緊急整備事業交付金で取得又は効用が増加した施設等が災害（例：台風〇〇号）により被災したので、報告いたします。

記

- 1 被災施設等の概要
 - (1) 地区名及び〇〇取組名
 - (2) 事業実施主体名
 - (3) 施設等の所在地
 - (4) 施設等の構造、規格、規模等
 - (5) 事業費
 - ア 交付金
 - イ その他の負担金
 - (6) 取得年月日
- 2 災害の概要
 - (1) 災害の原因
 - 年 月 日台風第〇〇号による強風
(〇〇气象台調べ 〇時〇分 m/s (瞬間風速))
 - (2) 被災の程度
 - 〇〇㎡の被覆材及びパイプの破損
破損見積額
- 3 被害見積価格（復旧可能なものにあつては、復旧見込額）
- 4 その他（災害復旧計画及び資金計画）

[添付資料]

- 1 事業実施計画書の写し
- 2 財産管理台帳の写し
- 3 管理運営規程
- 4 その他地方農政局長等が必要と認める書類

別紙様式第7号（第5第4項関係）

番 号
年 月 日

〇〇地方農政局長 殿
〔 北海道にあつては、農林水産省 〇〇
 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕
（又は 〇〇県（都道府）知事 殿）

〇〇県（都道府）知事
又は
〔 提出
 〇〇〇市町村長 〕
事業実施主体名
代表者氏名

〇〇年度卸売市場緊急整備事業交付金で取得又は効用の増加した施設等の増築（模様替え、移転、更新等）届について

〇〇年度において卸売市場緊急整備事業交付金で取得又は効用が増加した施設等を増築（模様替え、移転、更新等）したいので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 増築等の理由
- 2 増築等に係る施設等の概要
 - (1) 地区名及び〇〇取組名
 - (2) 事業実施主体名
 - (3) 施設等の所在地
 - (4) 施設等の構造、規格、規模等
 - (5) 事業費
 - ア 交付金
 - イ その他の負担額
 - (6) 取得年月日
- 3 増築等の概要（例）
 - (1) 増築等
 - 増築 鉄骨スレート葺 〇〇㎡ 事業費 〇〇〇 千円
 - 増設 〇〇ライン 〇〇箱/日処理 事業費 〇〇〇 千円
 - (2) 事業費の負担区分
 - (3) 着工予定時期
 - (4) 増築等の効果

[添付資料]

- 1 当初事業実施計画書の写し
- 2 処理能力計算書
- 3 経営収支計画
- 4 建物平面図及び側面図並びに増設配置図
- 5 財産管理台帳の写し
- 6 その他地方農政局長等が必要と認める書類

別紙5（第8第2項関係）

卸売市場緊急整備事業交付金の事業実施計画

目的	メニュー	事業実施計画に記載すべき項目
<p>1. 卸売市場の再編集約</p> <p>2. デジタル化・省力化技術を活用した卸売市場の合理化</p> <p>3. 輸出拡大に向けた卸売市場の高度化</p>	<p>1. 老朽化した卸売市場の再編集約に必要な卸売市場施設の整備等</p> <p>2. デジタル化・省力化技術を活用した卸売市場の合理化に必要な卸売市場施設等の整備</p> <p>3. 農産物等の輸出拡大に向けた卸売市場施設の整備</p>	<p>1 成果目標の妥当性に関する項目 別紙様式1号の2. 個別表に規定されている項目を含めて記載するものとする。</p> <p>2 費用対効果に関する項目 別紙1により算出するものとし、その算出根拠を併記又は添付するものとする。</p> <p>3 事業概要に関する項目 (1) 事業前後の比較（施設の面積・構造、導入設備能力等） (2) 当年度工期及び工程表 (3) 当年度事業費 (4) 全体事業期間及び工程表（複数年度の事業の場合） (5) 全体事業費（複数年度の事業の場合）</p> <p>4 事業を実施する理由に関する項目 (1) 現状と課題 (2) 課題を解決するための対応方向・方針（認定計画を添付すること。） (3) 対応方向・方針を具体化する事業の内容 (4) 関係者等との調整状況（施設整備に関すること。整備後の施設使用に関すること。）</p> <p>5 交付対象事業費等計算表に関する項目（個々の建物、機械ごとに整理） (1) 事業費（工事費、実施設計費、工事雑費） (2) 交付対象事業費（工事費、実施設計費、工事雑費） (3) 交付率 (4) 財源内訳（国費、地方債、一般財源、その他）</p> <p>6 交付対象施設の機能向上に関する項目（個々の建物、機械ごとに整理） 事業の実施が、事業目的に則した交付対象施設の機能向上に資する理由を、交付対象整備の内容とあわせて記載するものとする。</p> <p>7 交付対象施設の整備規模の妥当性に関する項目 (1) 整備規模 (2) 必要規模及びその算定根拠 (3) 整備規模が必要規模を超える場合の合理的な理由</p> <p>8 複数年度の事業の全体計画及び年度別計画に関する項目（個々の建物、機械ごとに整理） (1) 事業費 (2) 交付対象事業費 (3) 交付金の額</p> <p>9 繰越額に関する項目 (1) 前年度事業の年度内出来高及び当年度への繰越額 (2) 前年度分と当年度分の工程表</p>

		<p>10 食肉関連施設整備実施計画に関する項目（個々の建物、機械ごとに整理）</p> <p>（１）事業費</p> <p>（２）交付対象事業費</p> <p>（３）交付金の額</p> <p>11 ８のうちの新設市場建設及び大規模整備事業に関する項目</p> <p>（１）建設計画の概要</p> <p>（２）売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設及び構内舗装（以下「売場施設等」という。）の建築延べ面積（着工年度の前年度末）及び事業実施により機能向上が図られる部分の建築延べ面積（大規模整備に該当する場合のみに限る。）</p> <p>（３）工事計画・工事工程表</p> <p>（４）売場施設等の工事と工程上一体として、若しくは、機能上併行して行わなければならない搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、選果・選別施設、総合食品センター機能付加工施設、附帯施設又は上記施設内容に準ずる施設の整備があつて当該整備を大規模整備として行う場合は、その施設名と売場施設等の工事と工程上一体として、若しくは、機能上併行して整備を行わなければならない理由</p> <p>12 その他都道府県知事が事業の審査等を行うに当たって必要とする項目</p>
--	--	---

別紙6（第8第7項及び第8項関係）

卸売市場緊急整備事業交付金の実施状況報告及び評価報告

目的	メニュー	事業実施状況報告及び評価報告に記載すべき項目
<p>1. 卸売市場の再編集約</p> <p>2. デジタル化・省力化技術を活用した卸売市場の合理化</p> <p>3. 輸出拡大に向けた卸売市場の高度化</p>	<p>1. 老朽化した卸売市場の再編集約に必要な卸売市場施設の整備等</p> <p>2. デジタル化・省力化技術を活用した卸売市場の合理化に必要な卸売市場施設等の整備</p> <p>3. 農産物等の輸出拡大に向けた卸売市場施設の整備</p>	<p>1 事業実施状況及び評価報告に関する一般的な項目 別紙様式2号に規定されている項目について記載するものとする。</p> <p>2 事業の効果及び改善方策に関する項目 「事業の効果」、「事業実施後の課題」及び「改善方策（改善が必要ある場合）」について記載するものとする。</p> <p>3 その他事業実施状況報告及び評価報告に必要な項目</p>

別紙 7 (第 8 関係)

第 1 附帯事務費の率

	附帯事務費	充当率
附帯事務費の率	1.0%以内	1/2以内

第 2 附帯事務費の使途基準

区 分	内 容
旅 費	普通旅費 (設計審査、検査のため必要な旅費) 日額旅費 (官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費) 委員等旅費 (委員に対する旅費) 会計年度任用職員 (パートタイム) に対して地方公共団体が支払う通勤に係る費用
賃 金 等	事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価 (日給又は時間給) 及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費
給 料	会計年度任用職員 (フルタイム) に対して地方公共団体が支払う給与
報 酬	会計年度任用職員 (パートタイム) に対して地方公共団体が支払う報酬
職 員 手 当 等	会計年度任用職員 (フルタイム) に対して地方公共団体が支払う時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、期末手当、特殊勤務手当、地域手当、初任給調整手当及びへき地手当 会計年度任用職員 (パートタイム) に対して地方公共団体が支払う期末手当
報 償 費	謝金
需 用 費	消耗品費 (各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費) 燃料費 (自動車等の燃料費) 食糧費 (当該事業遂行特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等) 印刷製本費 (図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費) 修繕費 (庁用器具類の修繕費)
役 務 費	通信運搬費 (郵便料、電信電話料及び運搬費等)
使用料及び賃借料	会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
備 品 購 入 費	当該事業実施に直接必要な機械器具等購入費
市町村附帯事務費	当該事業実施において市町村が使用する、旅費、賃金、給料、報酬、共済費、報償費、需用費、役務費、使用料、賃借料及び備品購入費

注：市町村附帯事務費には、地方自治法第 284 条に定める一部事務組合、広域連合及び地方公共団体が主たる出資者となっている法人である場合を含む。

3. 事業費の内訳（整備事業、全取組共通）

（ 〇〇県 〇〇年度 ）

（目）農業・食品産業強化対策整備交付金

（単位：円）

	件数	事業費	都道府県附帯事務費		総計	
			交付金	交付金	交付金	交付金
卸売市場緊急整備事業交付金						
計						

4. 都道府県附帯事務費の内訳表

(目) 農業・食品産業強化対策整備交付金

(都道府県名：)

区 分	金額 (千円)	内 容	内 訳
旅費			
普通旅費			
日額旅費			
委員等旅費			
小計			
賃金等			
給料			
報酬			
職員手当等			
報償費			
謝金			
需用費			
消耗品費			
燃料費			
食糧費			
印刷製本費			
修繕費			
小計			
役務費			
通信運搬費			
使用料及び 賃借料			
備品購入費			
市町村附帯 事務費			
合 計			

※金額の欄は、国費ベースではなく事業費ベースで記入すること。

5. 継続事業

(都道府県名：)

市町村名	市場名	事業実施期間		事業実施 主体名	目的	達成すべき成果目標		事業内容 (工種、施設区 分、構造、規格、 能力等)	事業費の内訳 (円)		備考
		開始年度	完了年度			成果目標Ⅰ	成果目標Ⅱ		事業費	交付金	

- (注) 1 本表については、事業実施期間が複数年の事業の2年度目以降の事業費を記入すること。
 2 「市町村名」の欄については、都道府県が事業を行う場合には省略すること。
 3 「事業内容」の欄にあつては、整備する施設の規模、処理量、施設等付帯事業の内容等を含めて記入すること。

(別記様式1号 別添1)

〇〇年度 卸売市場緊急整備事業交付金年度別実施計画書

1 年度別計画表 (事業実施期間を2年以上とする場合に限る。)

(都道府県名:)

市町村名	市場名	事業実施 主体名	目的	事業実施期間		総事業費 (千円)	年度別事業内容及び事業費 (千円)										
				開始年度	完了年度		〇〇年度 (開始年)		〇〇年度 (2年目)		〇〇年度 (3年目)		〇〇年度 (4年目)		〇〇年度 (5年目)		
							事業内容	事業費	事業内容	事業費	事業内容	事業費	事業内容	事業費	事業内容	事業費	
				〇〇年度	〇〇年度												

(注) 1 「年度別事業内容及び事業費」の欄は、適宜、欄を追加して記入すること。

別記様式1号 別添2

年 月 日

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート実施者リスト

以下の者は、環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（別記様式1号別添2-1）のうち該当するチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施することを報告します。

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート実施者リスト

番号	組織名又は法人名及び代表者氏名又は協議会構成員氏名
1	株式会社〇〇
2	△△法人 代表 △△ △△
3	
4	
5	
6	
7	

（注1）別記様式1号別添2-1に定める環境負荷低減のクロスコンプライアンスに取り組む全ての者を上記の表に記載してください。必要に応じて行を増やしてください。

受益者名

代表者名

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（卸売市場場内事業者向け）

卸売市場緊急整備事業交付金実施要領（令和7年12月18日付け7新食第1877号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知）第4第1項（10）に基づき以下のとおり、チェックシートの取組を実施します。

下記の各項目のうち、事業実施期間中に実施する内容について、□欄に✓又は■を記入してください。
該当しない場合は、□欄には/（斜線）を記入してください。

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	<input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討 農林水産物の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガスの過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に実施すること等を検討又はそのような工夫を行っている配送業者と連携することを検討	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
②	<input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討（再掲） 農林水産物の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガスの過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に実施すること等を検討又はそのような工夫を行っている配送業者と連携することを検討	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
③	<input type="checkbox"/>	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>
④	<input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）を検討	<input type="checkbox"/>
⑤	<input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(4) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑥	<input type="checkbox"/>	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
⑦	<input type="checkbox"/>	資源の再利用を検討	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(5) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑧	<input type="checkbox"/>	生物多様性に配慮した事業実施に努める ※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合のみ	<input type="checkbox"/>
⑨	<input type="checkbox"/>	排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守 ※特定事業場である場合のみ	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(6) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑩	<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
⑪	<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
⑫	<input type="checkbox"/>	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑬	<input type="checkbox"/>	機械等の適切な整備と管理に努める ※機械等を扱う事業者等である場合のみ	<input type="checkbox"/>
⑭	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>

(注) 1 提出に当たっては、「申請時（します）」欄の「□」に、事業実施状況報告書に当たっては、「報告時（しました）」欄に、それぞれチェックすること。
2 ⑩の「関係法令」とは、以下に掲げるものをいう。
・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
・植物防疫法（昭和25年法律第151号）
・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）
・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）

別記様式2号（第8第7項（3）及び第8項（3）関係）

都道府県事業実施状況報告書及び評価報告書

卸売市場緊急整備事業交付金

市町村名	市場名	事業実施主体名	取組の分類	類別	成果目標の具体的な内容	成果目標Ⅰ						成果目標の具体的な実績	類別	成果目標の具体的な内容	成果目標Ⅱ						成果目標の具体的な実績	事業内容（施設区分、構造、規模等）	事業費（円）	負担区分（円）				完了年月日	事業実施主体の評価	都道府県の評価	備考	
						計画時（△年）	1年後（□年）	2年後（◇年）	3年後（○年）	目標値（○年）	達成率				計画時（△年）	1年後（□年）	2年後（◇年）	3年後（○年）	目標値（○年）	達成率				交付金	都道府県費	市町村費	その他					
																																物流コスト（○年）
〇〇市	〇〇市中央卸売市場	〇〇市	卸売市場の再編集約	物流効率化	物流コストを削減	物流コスト（○年）	物流コスト（○年）			物流コスト（○年）	○%超過	物流コストが○%減少した	輸出促進	輸出額の増加	輸出額（○年） △△百万円	輸出額（○年） △△百万円			輸出額（○年） △△百万円	○%増加	輸出額○%増加した	卸売場の改良（鉄骨造2階建）（……）										
〇〇市	〇〇市中央卸売市場	〇〇市	デジタル化・省力化技術を活用した卸売市場の合理化																													
〇〇市	〇〇市中央卸売市場	〇〇市	輸出拡大に向けた卸売市場の高度化																													

都道府県平均達成率	〇%	総合所見
-----------	----	------	-------

- (注) 1 別紙様式1号の2に準じて作成すること。
 2 別添として、各事業実施主体等が作成した事業実施状況報告書を添付すること。
 3 「事業実施主体の評価」欄と、「都道府県の評価」欄については、評価の対象となる年度のみ、それぞれの所見を記入すること。
 4 「総合所見」欄については、評価実施年度の取組について、都道府県全体の総合所見を記入すること。
 5 「都道府県平均達成率」欄は、都道府県において事業実施地区で掲げている成果目標毎の達成率の平均値とする。

別記様式3号（第8第3項関係）

番 号
年 月 日

〇〇地方農政局長 殿
〔北海道にあつては、農林水産省 〇〇
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長
〕

県（都道府）知事
氏 名

〇〇年度卸売市場緊急整備事業交付金の成果目標の（変更の）妥当性等の協議について

卸売市場緊急整備事業交付金実施要領（令和7年12月18日付け7新食第1877号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知）第8第3項に基づき、関係書類を添えて協議する。

- （注）
- 1 関係書類として、別記様式1号の都道府県事業実施計画を添付し、輸出拡大に向けた卸売市場の高度化の取組の場合は輸出事業計画も添付すること
 - 2 必要に応じて都道府県内の取組一覧表を作成し、添付すること
 - 3 特認団体又は都道府県の協議がある場合は都道府県事業実施計画のほか、事業実施計画書を添付するとともに、特認団体の協議にあつては、別記様式4号の特認団体協議書を添付すること。
 - 4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
 - 5 添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式4号（第8第4項関係）

特 認 団 体 協 議 書

事業実施主体の特認関係

事業実施主体名 (特認団体名)	代表者氏名	所在地	目的	取組名
特認とする理由				

- (注) 1 事業実施主体の定款、規約等を添付すること
2 事業実施主体の事業実施計画書を添付すること
3 必要に応じて地方農政局等が指示した書類等を添付すること
4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
5 添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式5号（第8第7項（3）及び第8項（3）関係）

番 号
年 月 日

〇〇地方農政局長 殿
〔北海道にあつては、農林水産省 〇〇
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長
〕

県（都道府）知事
氏 名

卸売市場緊急整備事業交付金の事業実施状況報告及び評価報告（〇〇年度）

卸売市場緊急整備事業交付金実施要領（令和7年12月18日付け7新食第1877号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知）第8第7項（3）及び第8項（3）の規定により別添のとおり報告する。

- （注） 1 関係書類として、別記様式2号を添付すること
2 必要に応じて第8第7項（1）及び第8項（1）の規定による事業実施状況報告書及び評価報告書を添付すること

別記様式6号（要領第8第7項（2）及び第8項（2）関係）

番 号
年 月 日

〇〇県（都道府）知事 殿

事業実施主体名
代表者氏名

卸売市場緊急整備事業交付金（〇〇年度）で取得又は効用の増加した施設等の利用に関する改善計画について

〇〇年度において卸売市場緊急整備事業交付金で取得又は効用が増加した施設等について、当初事業実施計画の目的の達成状況が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

1. 事業の導入及び取組の経過

2. 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点

3. 施設等の利用の実績及び改善計画

（改善計画は、3か年の計画とし、下記の様式により作成すること。なお、卸売市場緊急整備事業交付金実施要領（令和7年12月18日付け7新食第1877号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知）に定める事業実施状況報告書の写しを添付すること。）

4. 改善方策

（事業実施状況報告書の事業効果及び改善方策の欄を参照し、問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。）

5. 改善計画を実施するための推進体制

整備事業	指標	事業実施後の状況					改善計画			
		目標 (年)	計画 策定時 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	改善計画 策定 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	改善目標 (年)
施設整備 (注1)	利用量 (t、kg等)									
	利用率 (%)									
	収支差 (千円)									
	収支率 (%)									
	累積赤字 (千円)									

- (注) 1 施設整備とは、「卸売市場施設」のことをいう。
 2 作付率、利用率は当該年度の数字を目標年度の数字で除して求める。
 3 収支率は、収入/支出×100とする。
 4 目標年が4年以上の取組等、必要に応じて、適宜欄を追加して記入すること。